

CLAIR REPORT No.516

オーストラリアにおける移民等に対する 成人英語教育

～日本における外国人等に対する成人日本語教育との比較～

Clair Report No.516 (June 30, 2021)

(一財) 自治体国際化協会 シドニー事務所



一般財団法人

自治体国際化協会

「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、御叱責を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル

(一財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: webmaster@clair.or.jp

はじめに

我が国の数多くの地方自治体において、近年、外国人住民が大きく増加しており、地方自治体等がさらに積極的に日本語教育に取り組んでいくことが求められている。

一方、オーストラリアは、人種、文化、言語、宗教などが多様性に富む多文化主義国家として、英語を母国語としない移民等に対する多文化教育と英語教育を充実させてきており、本レポートにおいては、その代表事例として、オーストラリアにおける移民等に対する成人英語教育を紹介している。

また、本レポートは、日本における外国人等に対する成人日本語教育の現状と課題を丁寧に分析し、そのオーストラリアにおける移民等に対する成人英語教育との比較を通じて、日本における外国人等に対する成人日本語教育において大きな役割を果たしている地域日本語教室で取り入れることができる可能性がある事項をとりまとめている。日本とオーストラリアでは社会環境が大きく異なることなどから、オーストラリアにおける移民等に対する成人英語教育の手法を、日本における外国人等に対する成人日本語教育にそのまま適用することはできないとは限らないものの、地域日本語教室の充実に向けての方策の検討に際して、大いに役立つものとなっている。

今後、日本の地方自治体等が地域日本語教室の充実に向けての検討を進めるに際し、本レポートが示すオーストラリアにおける移民等に対する成人英語教育に関する詳細な情報や、本レポートが提示する日本の地域日本語教室で取り入れることができる可能性がある事項が参考になれば、幸いである。

(一財) 自治体国際化協会シドニー事務所長

赤岩 弘智

目次

はじめに

概要

第1章	日本における外国人等に対する成人日本語教育	1
第1節	本章の概要	1
第2節	外国人の増加状況	1
第3節	外国人増加の現状と課題	3
第4節	外国人との共生社会の実現に向けた国の政策	6
1	総合的対応策の策定	6
2	「日本語教育の推進に関する法律」の制定・施行	7
3	文化庁国語課の事業	8
第5節	日本語学習の現状	9
1	日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数、教師等の数、受講者数の推移	9
2	日本語学習場所	10
3	地域日本語教室の課題	11
4	地域日本語教室の周知方法	16
第6節	日本語教師の現状	18
1	日本語教師資格	18
2	日本語教師の公的資格の検討	19
第2章	オーストラリアにおける移民等に対する成人英語教育	21
第1節	本章の概要	21
第2節	多文化社会の現状	21
1	人口	21
2	使用言語の状況	23
第3節	英語学習環境	23
第4節	成人移民等に対する英語学習プログラム（AMEP）	24
1	歴史	25
2	対象者	26
3	学習内容	27
4	プログラムの受講	29
5	教師の資格	30
6	ボランティアによる授業等	31
7	生徒の英語能力の測定方法	36
第3章	日本の成人日本語教育とオーストラリアの成人英語教育の比較	40
第1節	制度の比較	40
1	中央政府の関与	40
2	学習環境	40

3	教師の資格	41
4	周知方法.....	41
5	生徒の語学能力の把握	41
第2節	日本の地域日本語教室への応用の検討	42
1	ボランティアの確保	42
2	オンライン授業の拡充	42
3	ボランティアチューターと生徒のマッチングシステムの構築.....	43
4	オンライン授業の拡充とマッチングシステム構築の同時展開.....	43
5	ボランティアの学習機会の提供	44
6	周知方法.....	44
7	託児場所の提供	44
8	楽しく学べる環境づくり	45
おわりに		
参考文献		

概要

本レポートは、日本における外国人等¹に対する日本語教育の現状と課題を整理するとともに、多文化主義国家であるオーストラリアにおける移民等に対する先進的な成人英語教育に焦点をあて、現地訪問、ヒアリング、文献やインターネットによる情報収集等を通じて調査し、その成果をまとめたものである。

第1章においては、日本における外国人の増加の現状と課題、そして、日本語教育推進に向けた国の政策を踏まえ、地方公共団体等が行っている外国人等に対する日本語教育の現状を整理する。

第2章においては、多文化主義国家オーストラリアにおける多文化社会の現状、そして移民等に対する成人英語教育の先進的な取組について整理する。

第3章においては、日本の成人日本語教育とオーストラリアの成人英語教育を比較し、日本の地方公共団体を取り入れることができる可能性のある事項を紹介する。

近年、日本では外国人が急激に増加し、地方公共団体における日本語教育の積極的な取組が求められている中、本レポートが日本の地方公共団体における日本語教育に係る企画立案や施策展開の参考になれば幸いである。

なお、本レポートにおいて「ドル」とはオーストラリア連邦の法定通貨を指し、便宜上、一律に1ドル＝80円として扱う。

¹ 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資することなどを目的とする「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）において「外国人等」とは、「日本語に通じない外国人及び日本の国籍を有する者」と定義されている。

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/pdf/r1418257_02.pdf>（閲覧日：2021年2月3日）

第1章 日本における外国人等に対する成人日本語教育

第1節 本章の概要

日本に在住する外国人は増加の一途をたどっている。さらに、2019年4月1日から施行された「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（平成30年法律第102号）により、新しい在留資格が創設され、外国人が今後もますます増加すると見込まれている。

日本で暮らす外国人は、少子高齢化が進む日本において、地域経済の貴重な担い手となっている。しかしながら、日本人との共生において課題が生じているケースもある。この状況に鑑み、国は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定し、「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）を制定・施行するなどして、日本語教育推進の舵取りを行い、国、地方公共団体及び事業者が協力して外国人に対する日本語教育を行っている。

また、外国人等の日本語学習場所の一つとして重要な役割を果たしている地方公共団体等により運営されている地域における日本語教室（以下、「地域日本語教室」という。）は、外国人等に日本語のみならず日本の文化等を教授し、外国人が日本人と共生し、日本での生活をスムーズに送ることができるよう手助けを行っているが、後述するいくつかの課題が指摘されている。

第2節 外国人の増加状況

近年、コンビニエンスストアやレストランで外国人が働いている姿をよく見かける。

日本に在住する外国人は2019年6月時点で約283万人と過去最高となり、2012年から増加の一途をたどっている（図1）。今や、日本に住む50人に1人が外国人という状況である。

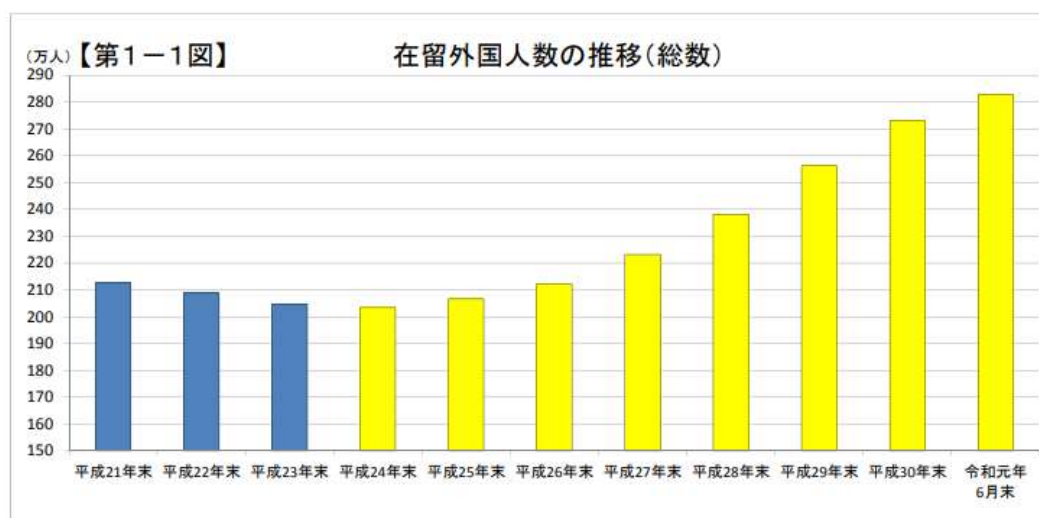


図1 在留外国人数の推移²

² 法務省「令和元年6月末現在における在留外国人数について」

<http://www.moj.go.jp/content/001308162.pdf>（閲覧日：2021年2月3日）

さらに、図 2 が示すとおり、2013 年から 2018 年までの 5 年間で全ての都道府県において外国人数が増加しており、21 の都道県では 30%以上増加している。

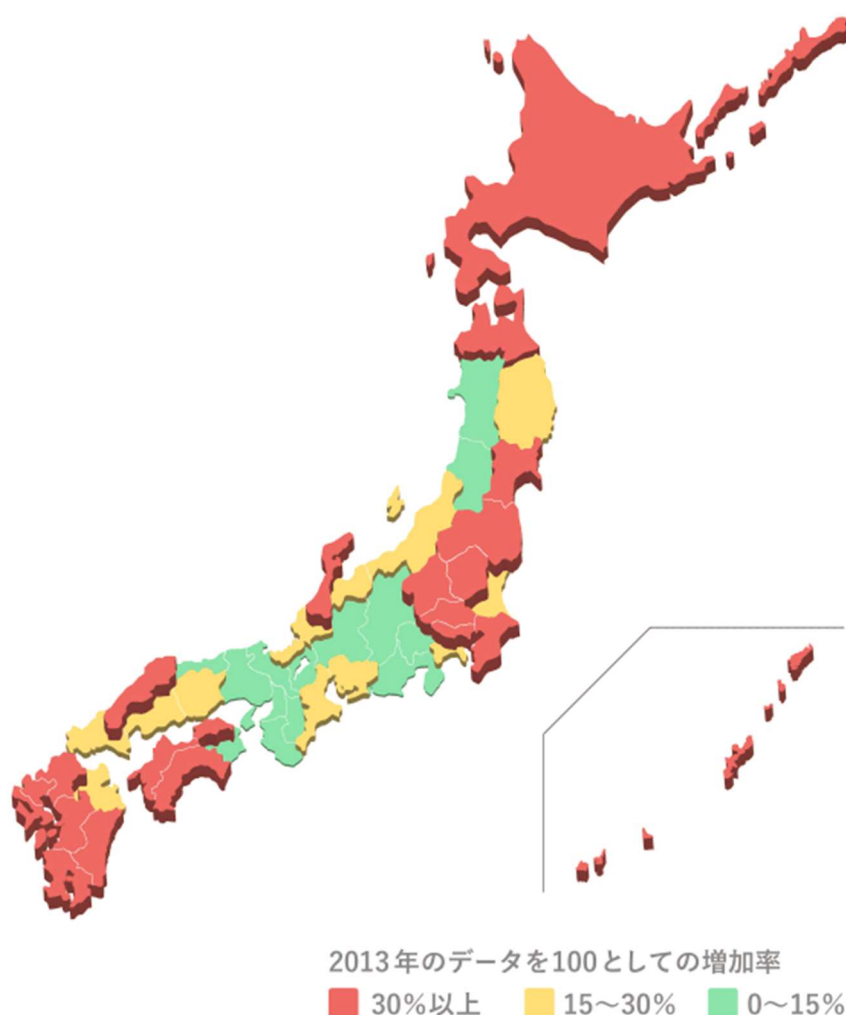


図 2 都道府県別外国人増加率³

日本は現在、少子高齢化により人手不足の問題に直面しており、外国人の労働力は日本経済にとって欠かせないものとなっている。特に農業や漁業といった第 1 次産業において、20 代～30 代の労働者に占める外国人労働者の比率が高くなっている（図 3）。全国 2 位の農業産出額を誇る茨城県では、農業に従事する 20 代～30 代の労働者のうち約 3 人に 1 人が外国人である。広島県においても 20 代～30 代の漁業従事者の約 2 人に 1 人が外国人となっている³。

さらに、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 102 号）が 2019 年 4 月 1 日に施行され、新しい在留資格が創設されたことなどにより、外国人が今後も増加すると見込まれている。

³ NHK「外国人“依存”ニッポン」

<https://www3.nhk.or.jp/news/special/izon/20181205prologue.html>（閲覧日：2021 年 2 月 3 日）

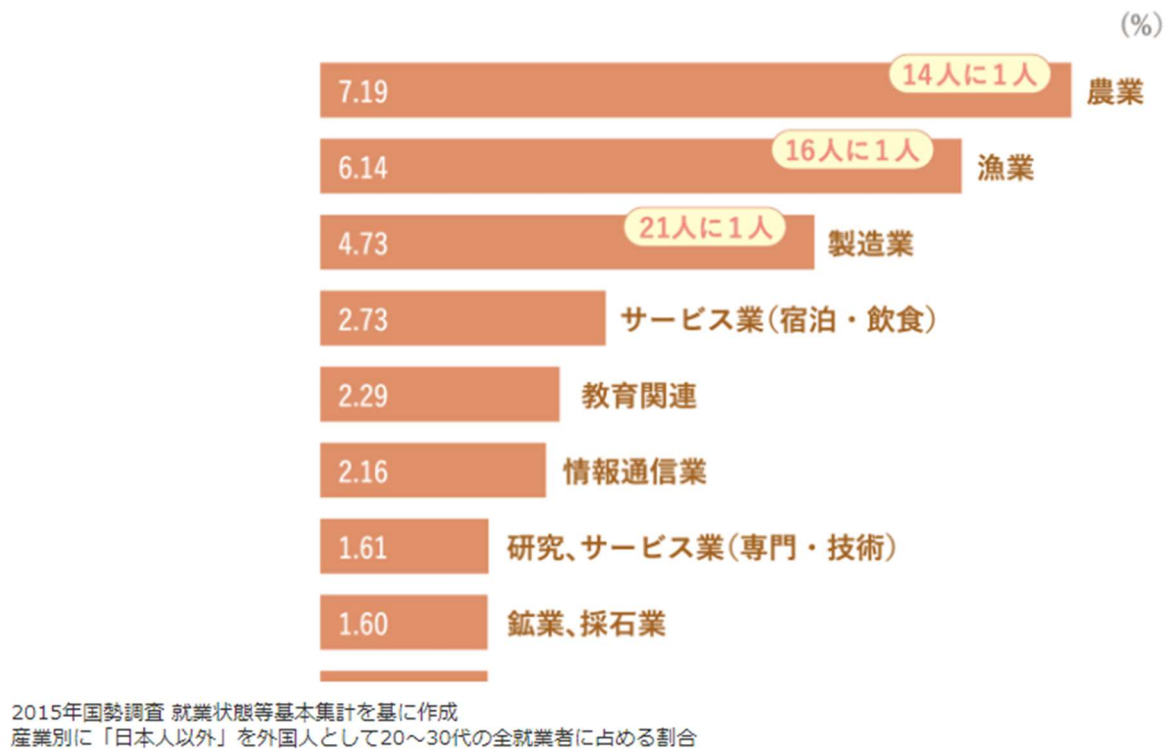


図3 20～30代の産業別外国人従事率³

第3節 外国人増加の現状と課題

NHKが2020年3月に実施した「外国人との共生社会に関する世論調査」の結果⁴によると、日本で働く外国人が増えることについては、賛成する人が70%と多数を占めている一方(図4)、自分の住む地域に外国人が増えることに賛成する人は57%にとどまる(図5)。また、日本に外国人が増えることに賛成する人でも5人に1人は、自分の住む地域に外国人が増えることに反対している(図5)。

⁴ NHK放送文化研究所「外国人増加への期待と不安～「外国人との共生社会に関する世論調査」から～」79頁

<https://www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/pdf/20200801_5.pdf> (閲覧日：2021年2月3日)

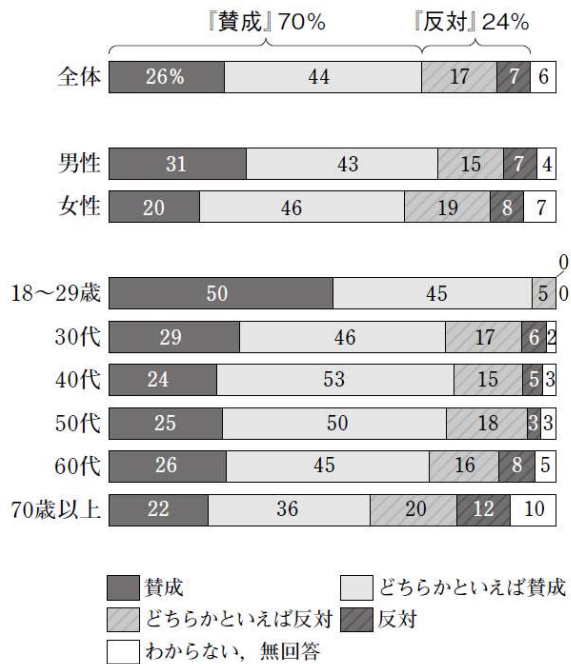


図4 日本に外国人が増えることへの賛否⁴

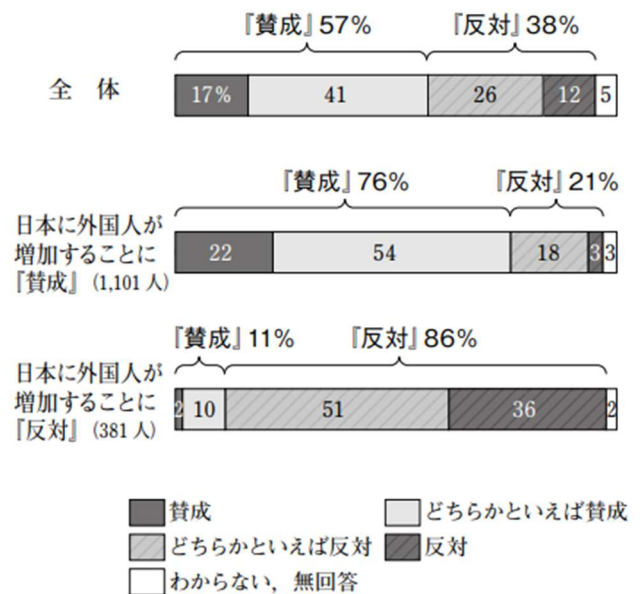


図5 自分の住む地域に外国人が増えることへの賛否⁴

なお、外国人の増加で不安に思うことについては、「言葉や文化の違いでトラブルになる」と「治安が悪化する」を挙げた人が多い（図6）⁴。また最近では、受入れ先の企業や農家からの技能実習生の失踪や、技能実習生に対する賃金の不払いや最低賃金違反、暴力等の問題も生じている⁵。

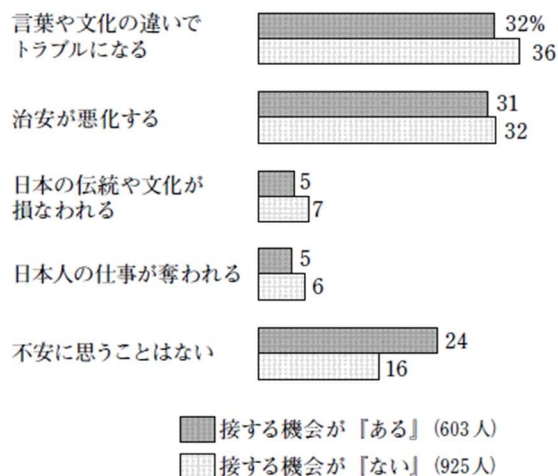


図6 外国人の増加で不安に思うこと⁴

⁵ 法務省 技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム「調査・検討結果報告書」平成31年3月28日発行

<<http://www.moj.go.jp/content/001290916.pdf>>（閲覧日：2021年2月3日）

法務省「技能実習制度の現状（不正行為・失踪）」平成30年3月23日発行

<https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/ginoujiisshukyougikai/180323/4_moj-geniyou.pdf>（閲覧日：2021年2月3日）

一方、在住外国人が抱える問題としては、横浜市が実施した「令和元年度 横浜市外国人意識調査」の結果によると、「横浜での生活で、困っていることや心配なこと」として、多くの在住外国人が「日本語の不自由さ」（29.8%）を挙げている（図7）。

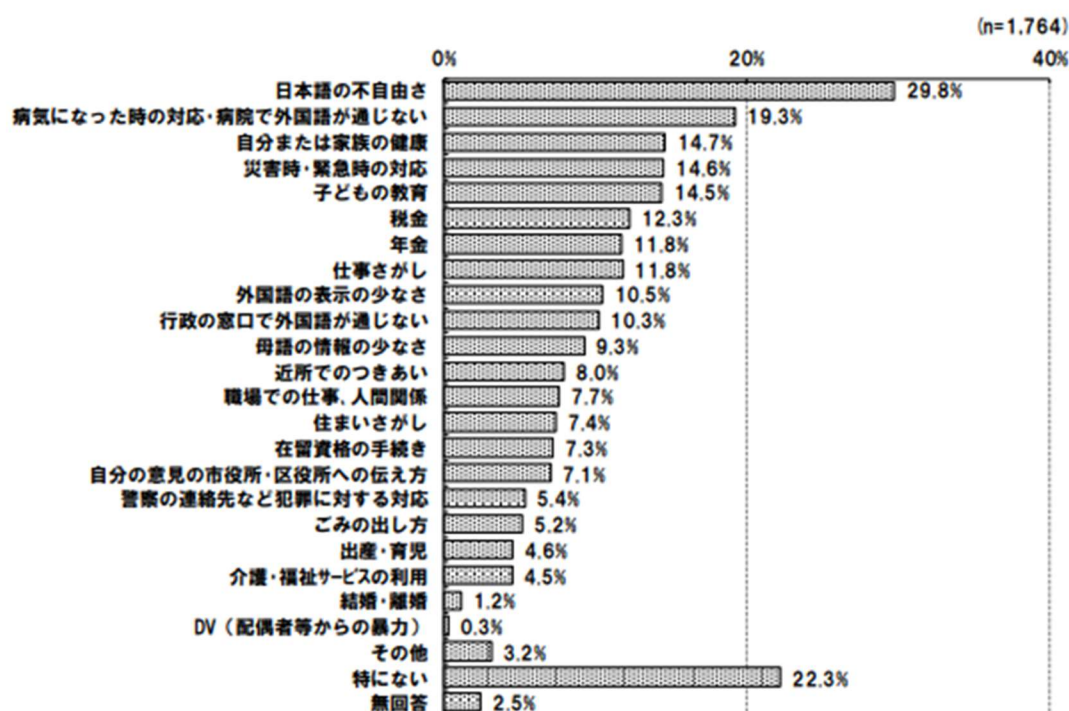


図7 横浜での生活で、困っていることや心配なこと⁶

さらに、「病気になった時の対応・病院で外国語が通じない（19.3%）」、「外国語の表示の少なさ（10.5%）」、「行政の窓口で外国語が通じない（10.3%）」、「母語の情報の少なさ（9.3%）」等についても、日本語が不自由であることによって助長されている課題であると考えられる。

また、神奈川県藤沢市が2011年に実施した外国人市民意識調査においても、困っていることや不安なことの内容として「日本語」を挙げる人の割合が12%と高率になっている（図8）。

⁶ 横浜市国際局「令和元年度 横浜市外国人意識調査調査結果報告書」令和2年3月発行 13頁
 <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/kokusai/kyosei/fr-chosa01.files/0003_20200331.pdf>（閲覧日：2021年2月3日）

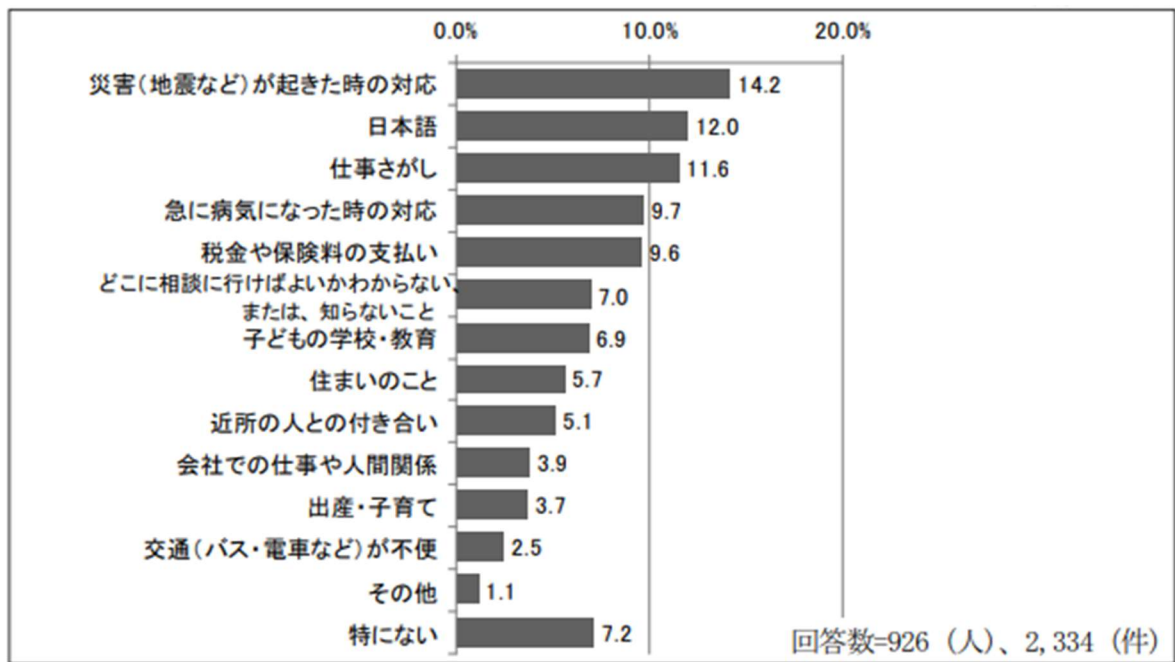


図8 困っていることや不安なことの内容⁷

以上から、日本語で円滑にコミュニケーションができないことで困っている外国人が相当数いることがうかがえる。

第4節 外国人との共生社会の実現に向けた国の政策

1 総合的対応策の策定

外国人との共生に関する問題に対応すべく、国は、外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組を進めるとともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進する「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を2018年12月に策定し、その後、2019年12月及び2020年7月に改訂している⁸。2020年7月改訂後の総合的対応策は、「1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等」、「2 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組」、「3 生活者としての外国人に対する支援」、「4 新たな在留管理体制の構築」の項目で構成されている。この「3 生活者としての外国人に対する支援」の内容の一つに、「日本語教育の充実（円滑なコミュニケーションの実現）」が掲げられており、その具体的方策として以下の事項が主に示されている。

⁷ 藤沢市「藤沢市外国人市民意識調査報告書」2011年11月発行 2章18頁
 <<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/jinkendanjo/kurashi/tabunka/documents/hokoku.pdf>>
 (閲覧日：2021年2月3日)

⁸ 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議
 <<http://www.moj.go.jp/content/001323661.pdf>> (閲覧日：2021年2月3日)

- ・「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実（地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備、日本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本方針の作成の促進等）
- ・日本語教室未設置の地域における日本語教室開設に向けた支援の強化
- ・日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格である公認日本語教師（仮称）制度の整備

2 「日本語教育の推進に関する法律」の制定・施行

2019年6月に公布・施行された「日本語教育の推進に関する法律」は、その第1条において同法の目的を以下のとおり定めている⁹。

この法律は、日本語教育の推進が、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資するとともに、我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要であることに鑑み、日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。

そして第3条第1項では、基本理念の一つを、「日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない」と規定している⁹。

さらに、第4条から第6条には、以下のとおり、国、地方公共団体及び事業主の責務を明記し、これらの3者が一体となり日本語教育の推進に向けて活動を行っていく旨を規定している⁹。

・国の責務（第4条）

国は、前条の基本理念（以下、単に「基本理念」という。）にのっとり、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

・地方公共団体の責務（第5条）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

・事業主の責務（第6条）

⁹ 日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/pdf/r1418257_02.pdf>（閲覧日：2021年2月3日）

外国人等を雇用する事業主は、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習（日本語を習得するための学習をいう。以下同じ。）の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めるものとする。

3 文化庁国語課の事業

「日本語教育の推進に関する法律」に定められている国の責務を果たす上での具体的方策として、文化庁国語課は以下の事業を実施して地方公共団体等による日本語教育の普及を支援している。

- ・「生活者としての外国人」のための日本語教育事業－地域日本語教育実践プログラム¹⁰

「日本国内に定住している外国人等を対象とし、日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、各地域の先進的又は広域的な優れた取組を支援」している。

具体的取組としては、「日本語教育の実施」、「日本語教育を行う人材の養成・研修の実施」、「日本語教育のための学習教材の作成」等を行う団体を財政的に支援している。

- ・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業¹¹

都道府県、政令指定都市、都道府県又は政令指定都市が指定し総務省が認定した地域国際化協会¹²（以下、「地域国際化協会」という。）を対象に、「地域における日本語教育推進のための体制づくりのため、司令塔となる人材の確保や日本語教室¹³の運営等」（例えば、日本語教育の実施、教師研修、教材作成、日本語教育の重要性の理解促進を図る住民向けセミナー等の広報活動等）の経費の2分の1を補助している。

- ・「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業¹⁴

¹⁰ 文化庁

< https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/seikatsusha/ >（閲覧日：2021年2月3日）

¹¹ 文化庁

< https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/chiikinihongokyoiku/ >（閲覧日：2021年2月3日）

¹² 総務省が認定した地域の国際交流を推進するにふさわしい中核的民間国際交流組織。総務省の指針に基づき県等が作成した「地域国際交流推進大綱」に位置づけられている。

< <http://www.clair.or.jp/j/multiculture/association/rilea.html> >

¹³ 「日本語教室」とは「日本語教育の推進に関する法律」において「専ら住民である外国人等に対して日本語教育を実施する事業をいう。」と定義されている。

¹⁴ 文化庁

< https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/seikatsusha_kuhakuchiiki_jigyo/index.html >（閲覧日：2021年2月3日）

「日本語教室が開催されていない地域に居住している外国人は、現在、約 45 万人おり、こういった地域に居住する外国人等に日本語を学ぶ機会を提供するために、日本語教室を開催したいと考えている地方公共団体に対し、アドバイザーを派遣し、日本語教室が開設できるよう支援する。また、日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人にはインターネット等を活用した日本語学習教材（ICT教材）を開発・提供する。さらに、日本語教室がない地方公共団体を対象に先進事例等を紹介する「空白地域解消推進協議会」を開催し、日本語教室設置を促す。これらの取組を通して日本語学習環境の格差是正を図り、日本語教育を推進する。」

第 5 節 日本語学習の現状

第 4 節 2 に示したとおり、「日本語教育の推進に関する法律」では、日本語教育推進施策の策定・実施を地方公共団体の責務としている。同法が施行される以前から、多くの地方公共団体は、地域日本語教室において外国人等に対する日本語教育を行っているが、いくつかの課題が指摘されている。

以下に、日本における外国人等に対する日本語教育の全体像をまとめつつ、その課題を整理する。

1 日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数、教師等の数、受講者数の推移

日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数、教師等の数、受講者数の推移は図 9 のとおりであり、「平成 2 年度からの推移を見ると、日本語教師養成・研修実施機関・施設等数は 146 から 579 (約 4.0 倍) に増加し、教師数は 1,771 人から 4,701 人 (約 2.7 倍) に、受講者数は 15,146 人から 31,826 人 (約 2.1 倍) に増加している」¹⁵。

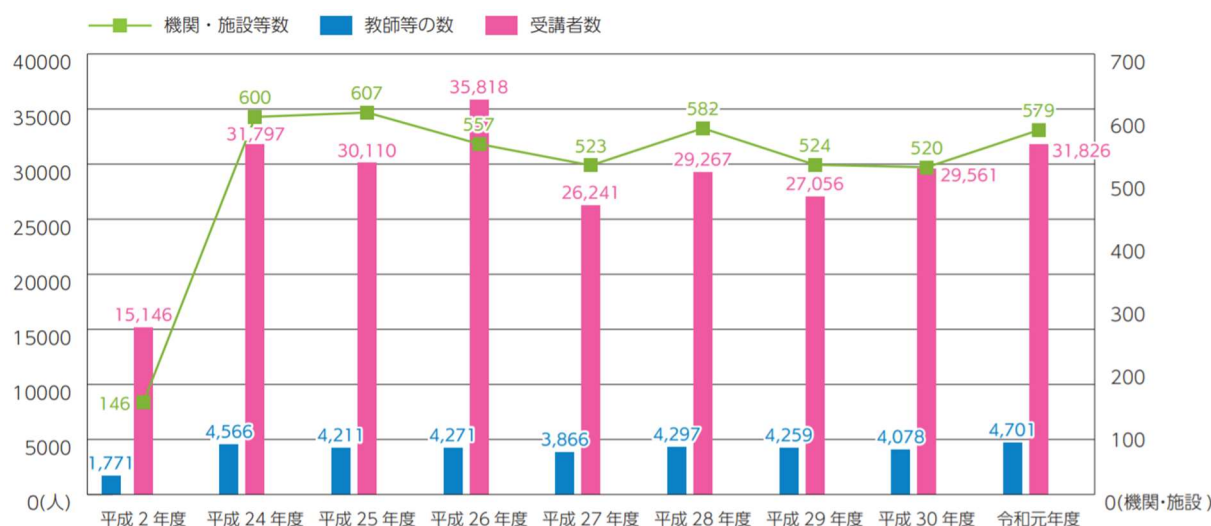


図 9 日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数、教師等の数、受講者数の推移

¹⁵ 文化庁「令和元年度 国内の日本語教育の概要」

< https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/nihongokyoiku_jittai/r01/pdf/92431701_01.pdf > (閲覧日：2021 年 2 月 3 日)

2 日本語学習場所

現在、日本において外国人等が日本語を学ぶ場所は、以下に区分され、日本語教育受講者の受講場所の割合は図 10 のとおりとなっている¹⁵。

- ①主に留学生等が学ぶ法務省告示機関¹⁶
- ②大学等機関
- ③国際交流協会が運営する日本語教室
- ④任意団体等が運営する日本語教室
- ⑤地方公共団体・教育委員会が運営する日本語教室

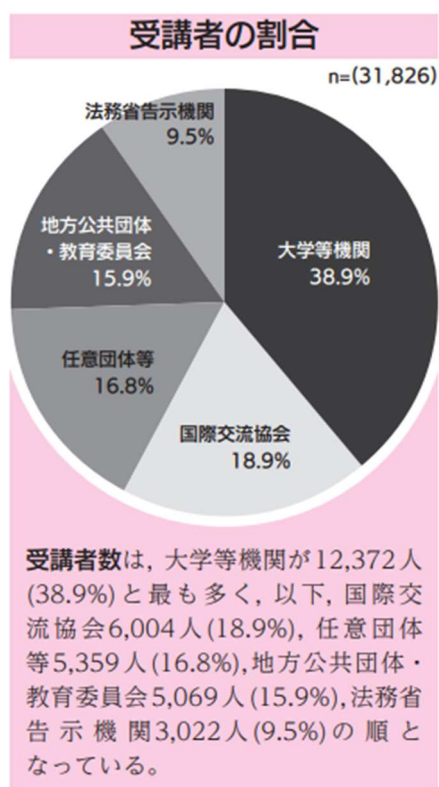


図 10 日本語教育受講者の受講場所の割合¹⁵

文化庁の「地域における日本語教育について」では「一部の地方自治体や国際交流協会、ボランティア団体等により日本語教室」が「開設され」と示されている¹⁷。

¹⁶日本語の学習を主な目的として来日し滞在する外国人を対象に日本語教育を行う機関のうち、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）に基づき、法務省が日本語教育機関として告示で定めている、在留資格「留学」を付与することができる機関。いわゆる「留学生対象の日本語学校」とよばれることが多い。

¹⁷ 文化庁「地域における日本語教育について」

<https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/nihongokyoiku_suishin/nihongokyoiku_tenkai/hokokusho/2_7/>

法務省告示機関及び大学等機関は、これらの機関の役割を踏まえると、主に留学生に日本語教育機会を提供していると考えられる。しかし、日本に在留している外国人のうち「留学生」としての在留資格を持つ者は全体の 9.7%に過ぎず¹⁸、留学生以外の外国人が日本語を学ぼうとすると、国際交流協会、任意団体等又は地方公共団体・教育委員会が運営する日本語教室以外には学習場所が見当たらないのが現状である。

3 地域日本語教室の課題

(1) ボランティアへの依存度が高い

主に国際交流協会、任意団体等、地方公共団体によって地域日本語教室が運営されている。そして、地域日本語教室等の日本語教育機関における日本語教師等のうち、ボランティアの占める割合は、国際交流協会で 92.7%、任意団体で 92.9%、地方公共団体で 93.7%、地方公共団体の教育委員会で 61.6%となっている¹⁹。このことから、地域日本語教室は、ボランティアによる多大な協力のもとで運営されているといえる。

(2) ボランティアの不足及び高齢化

東京日本語ボランティア・ネットワークが、日本語教室の運営団体、ボランティア及び学習者を対象に行った実態調査の結果をまとめた「日本語ボランティア活動実態調査」²⁰から、多くの教室がボランティア不足と高齢化を課題として挙げていることが分かる。ボランティア教師の年代別比率は、図 11 のグラフのとおり 60 代と 70 代以上を合わせると 64%を占めている。

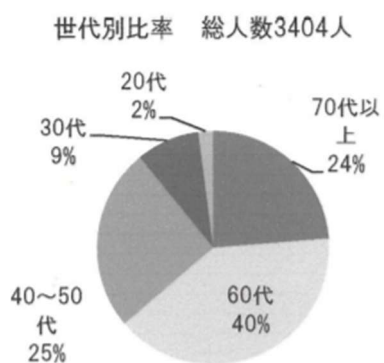


図 11 世代別比率 ²⁰

¹⁸ e-start 政府統計の総合窓口「在留外国人統計（旧登録外国人統計）/在留外国人統計」
<<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20200&month=12040606&tclass1=000001060399>>（閲覧日：2021 年 2 月 3 日）

¹⁹ 文化庁国語課「令和元年度 国内の日本語教育の概要」9 頁
<https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/nihongokyoiku_jittai/r01/pdf/92394101_01.pdf>（閲覧日：2021 年 2 月 3 日）

²⁰ 東京日本語ボランティア・ネットワーク「日本語ボランティア活動実態調査」2018 年 2 月発行
<http://www.tnvn.jp/information/pdf/report_2018.pdf>（閲覧日：2021 年 2 月 3 日）

名古屋市が地域日本語教室を対象に行った調査の結果をまとめた「地域日本語教育に関する調査結果報告書」²¹においても、多くの人が課題としてスタッフの不足を挙げており、特に大学生等の若いスタッフが不足しているとの声や、「若い学習者に対しては若いスタッフの方が多くの共通点があり、話題が広がる」との意見が寄せられている²¹。

また、広島市が市内の外国人と日本語教室等に対して行った調査の結果をまとめた「広島市日本語教育実態調査結果報告書」²²においても、図 12 のとおり日本語ボランティアスタッフの不足が 1 番の課題として掲げられている。

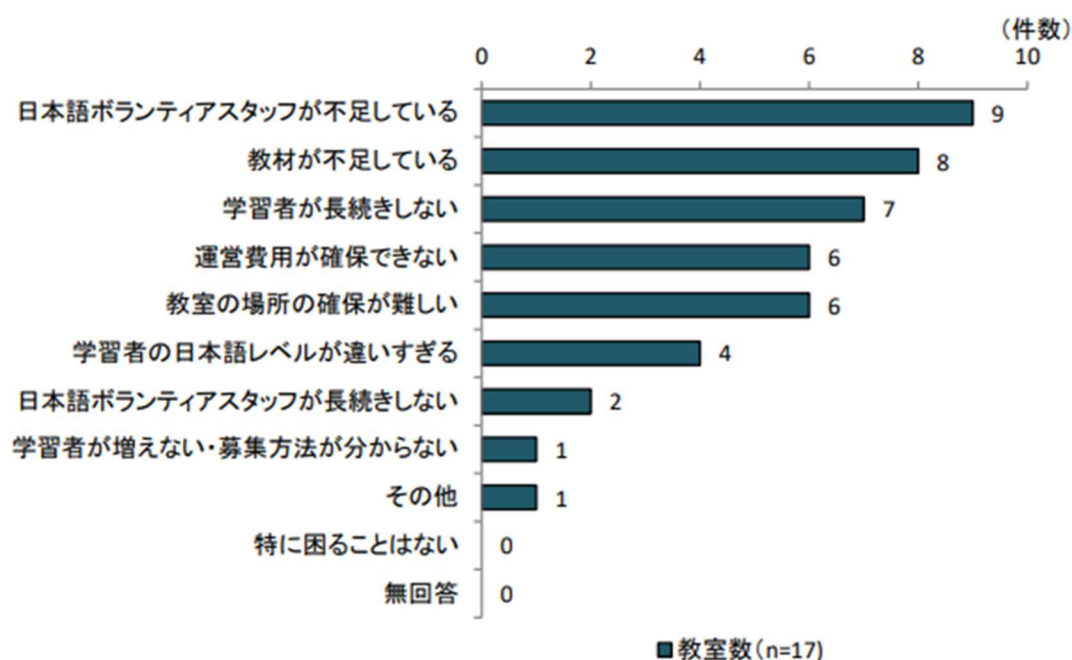


図 12 日本語教育における課題²²

以上のことから、多くの地域日本語教室において、ボランティア不足と高齢化が課題として認識されていることが分かる。

(3) 教室時間のミスマッチ

²¹ 名古屋市「地域日本語教育に関する調査結果報告書」2020年2月発行
 <<https://www.city.nagoya.jp/kankobunkakoryu/cmsfiles/contents/0000127/127385/tyousakekkahonpen.pdf>> (閲覧日：2021年2月3日)

²² 広島市「広島市日本語教育実態調査結果報告書」2020年2月発行
 <https://www.city.hiroshima.lg.jp/uploaded/life/108995_166409_misc.pdf> (閲覧日：2021年2月3日)

東京日本語ボランティア・ネットワークによる「日本語ボランティア活動実態調査」²⁰では、夜間教室は数が少ないにもかかわらず、参加希望者が多く、部屋の狭さとスタッフ不足が悩みであるとの声が挙げられている。

また、同活動実態調査によると、ボランティアの男性・女性比率では、女性が71%を占めており（図13）、女性のうち中心となっているのは主婦で、男性に関しては定年退職後の人が多いと説明されている²⁰。主婦は夜間に働ける人が少なく、高齢者は夜間に外出することを避けたい傾向にあると考えられることから、夜間教室で日本語を教えることができるボランティアが少ない一方、学習者は昼間に働いているため夜間しか参加できないといったケースが多く、ボランティア教師と学習者の間で教室時間のミスマッチが生じていると考えられる。

ボランティアの男性・女性比率

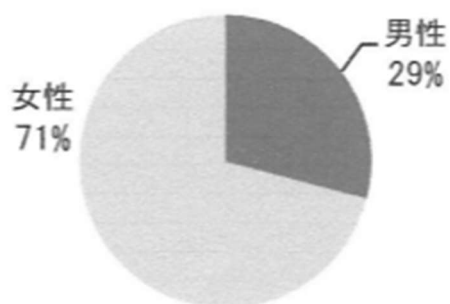


図13 ボランティアの男性・女性比率²⁰

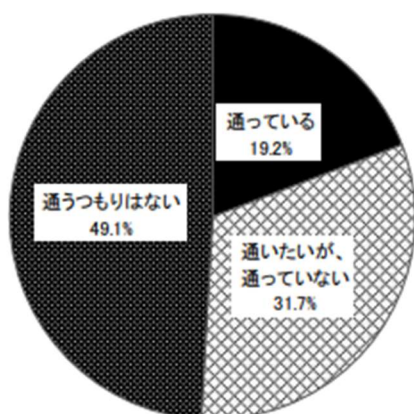
また、福岡県が行った福岡県内在住の外国人に対するアンケートの結果から、図14のとおり、自分が希望する時間や曜日に開いている日本語教室がないため、通いたいに通えない外国人が相当数いることが分かる²³。

²³ 福岡県「福岡県在住外国人アンケート調査報告書 <概要版>」令和2年8月発行

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/541691_60403536_misc.pdf>（閲覧日：2021年2月3日）

【現在、日本語教室に通っているか】

(n = 1,072)



【「通いたいが、通っていない」の理由】（複数回答）

(n=325)

①自分が希望する時間や曜日に開いている日本語教室がない	44.9%
②日本語教室がどこにあるか知らない	40.0%
③日本語教室の料金が払えない	26.5%
④日本語教室の場所が遠い	19.7%

図 14 福岡県内居住外国人の日本語教室への通学割合 ²³

さらに、名古屋市による「地域日本語教育に関する調査結果報告書」²¹においても、日本語学習を希望しない理由として「日本語教室などの時間があわない」ことを理由に挙げている外国人が相当数いることが示されている（図 15）²¹。

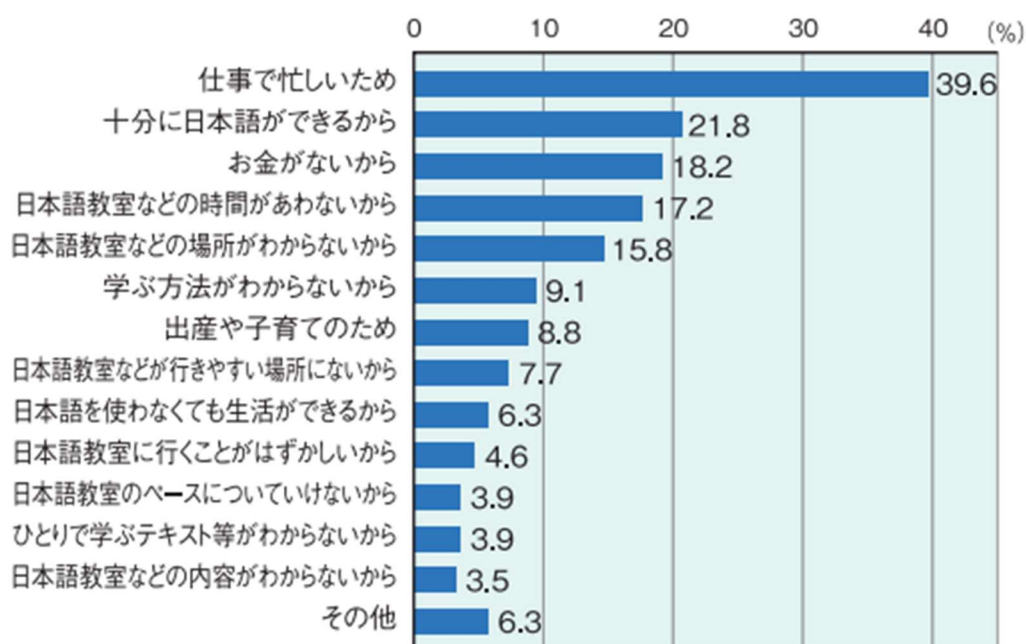


図 15 日本語学習を希望しない理由 ²¹

（４）資金面におけるボランティアへの依存

東京日本語ボランティア・ネットワークによる「日本語ボランティア活動実態調査」²⁰では、調査票に回答した都内の日本語教室運営 184 団体の 4 割強において、ボランティアが教室の運営費を拠出しており、また、184 団体の約 1 割はボランティアの会費だけで運営されていることが示されている。行政からの助成金を受けている団体もあるものの、多くの団体が学習者の参加費とボランティアの会費で運営されており、資金面においてもボランティアへの依存が大きいという課題を抱えている（図 16）²⁰。

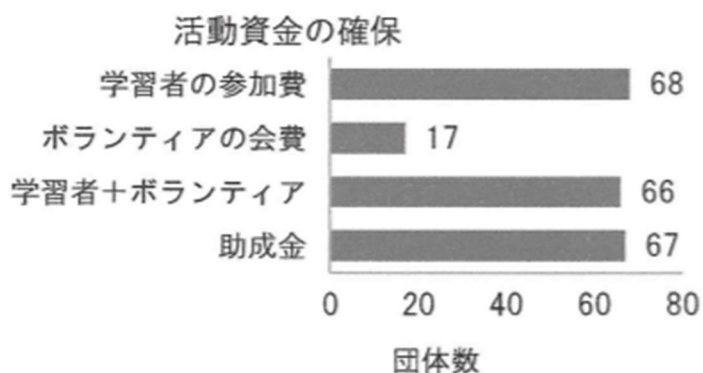


図 16 活動資金源について ²⁰

広島市による「広島市日本語教育実態調査結果報告書」²²においても、3 分の 1 を超える日本語教室にて、日本人スタッフが運営費を負担している実態が報告されている（図 17）。

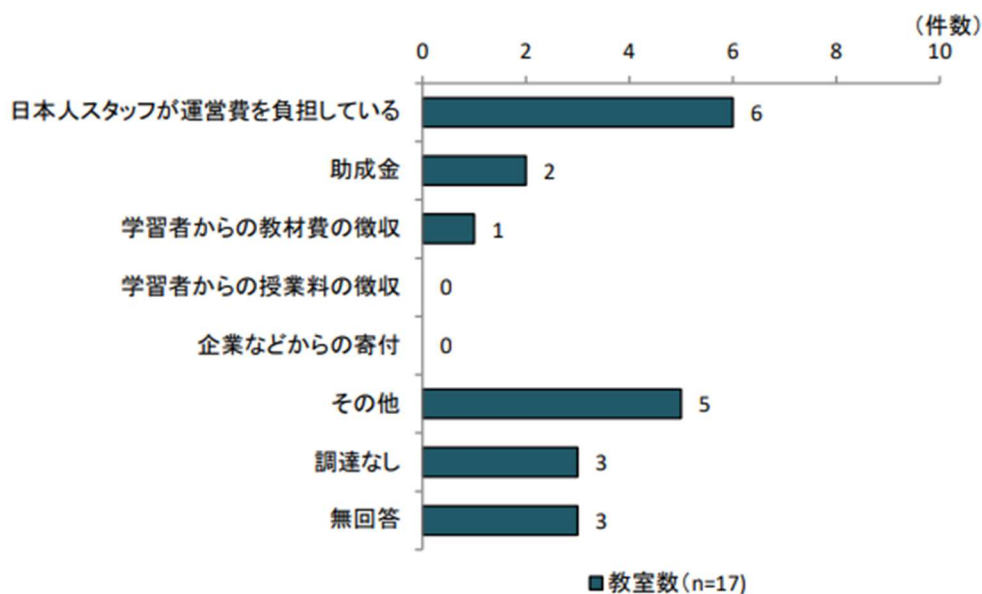


図 17 運営費の調達方法 ²²

（５）その他の課題

その他にも、東京日本語ボランティア・ネットワークによる「日本語ボランティア活動実態調査」²⁰では、会場の確保、教室の運営、ボランティアの養成、学習者と支援者とのマッチング等の課題²⁰が、そして名古屋市による「地域日本語教育に関する調査結果報告書」²¹では、広報・PR、受講者の確保、講師のスキルアップ、教室の会場確保等の課題が挙げられている（図 18）²¹。

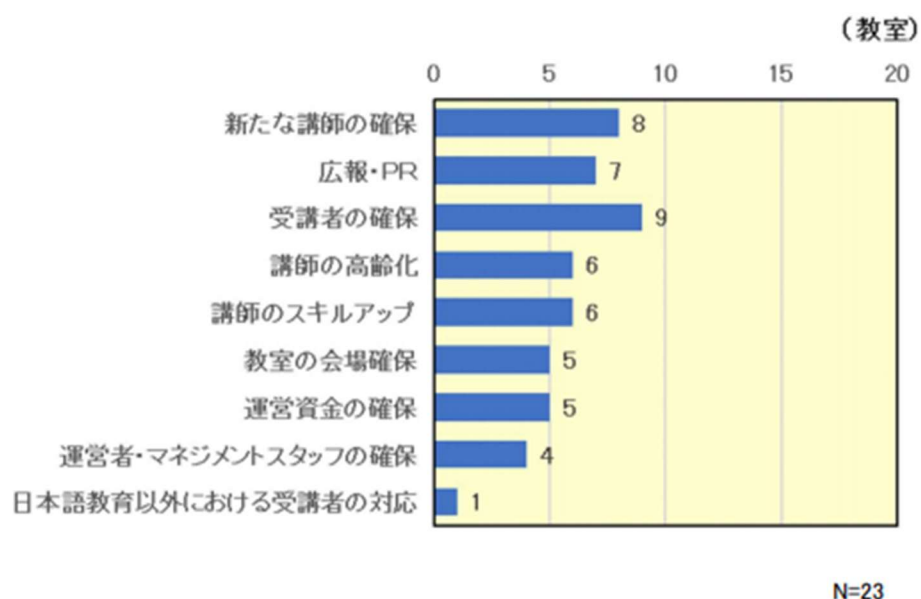


図 18 今後の課題²¹

さらに、「広島市日本語教育実態調査結果報告書」²²においても、教材が不足している、学習者が長続きしない、教室の場所の確保が難しい等の課題が挙げられている（図 12）。

4 地域日本語教室の周知方法

より多くの外国人等に日本語学習機会を提供するためには、日本語教室の周知が重要となってくる。

日本における地域日本語教室の周知方法は各教室によって異なるが、東京日本語ボランティア・ネットワークが行った「日本語ボランティア活動実態調査」では、教室案内等の広報活動をしている団体は約 7 割で、そのうちの 6 割は役所の広報を通して周知していることが示されている。さらに、学習者が教室を知ったきっかけとしては、知人からが最も多く、次に役所からとなっている（図 19）²⁰。

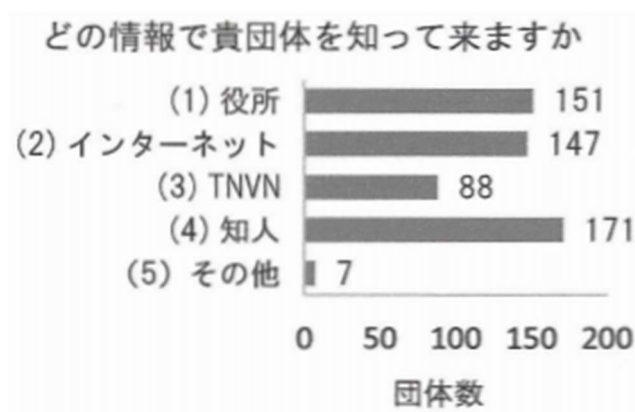


図 19 情報入手方法 ²⁰

また、「広島市日本語教育実態調査結果報告書」においても「学習者からの紹介や口コミ」で学習者を募集している地域日本語教室が多く、その次に「自治体の広報やホームページ」となっており（図 20）²²、東京日本語ボランティア・ネットワークが行った調査とほぼ同様の結果となっている。

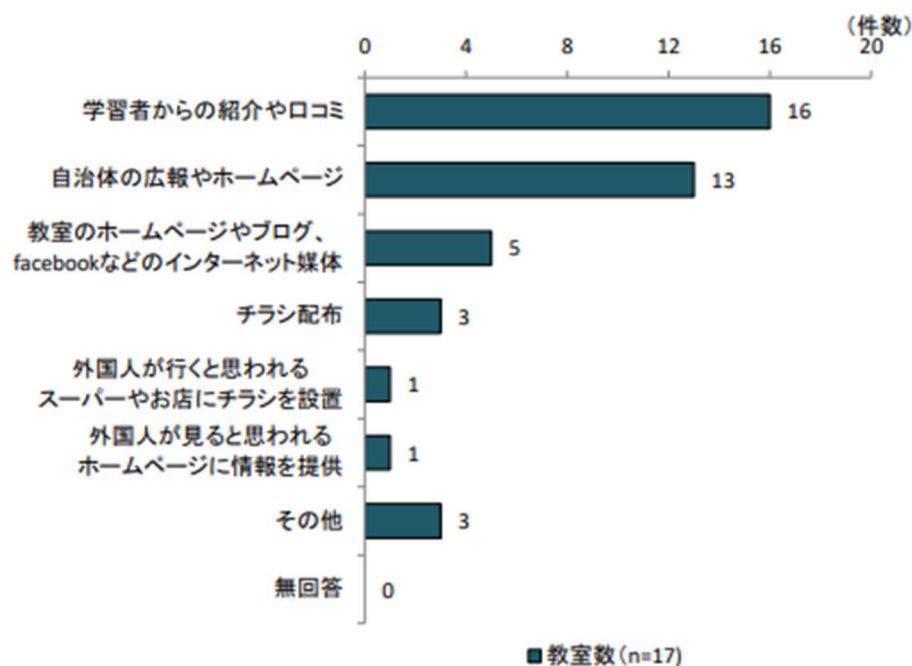


図 20 学習者の募集方法 ²²

さらに、「福岡県在住外国人アンケート調査報告書」においては、地域日本語教室に「通いたいに通っていない」人のうち 40%の人が「日本語教室がどこにあるか知らない」ためと答えていることが示されている（図 14）²³。名古屋市による「地域日本語教育に関する調査結果報告書」においても、日本語学習を希望しない理由として、

15.8%の人が「日本語教室などの場所がわからない」ためと答えており（図 15）²¹、地域日本語教室についての情報を得ていない外国人等が少なくない状況である。

第 6 節 日本語教師の現状

1 日本語教師資格

現在、日本語教師の公的な資格は存在しないが、主に留学生を対象として日本語を教える法務省告示機関で教員になるためには、以下のうち、いずれかの要件を満たす必要がある²⁴（図 21）。

- （１）大学又は大学院での日本語教育主専攻又は副専攻を修了していること
- （２）日本語教育能力検定試験に合格していること
- （３）学士の学位を持ち、かつ日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを 420 単位時間以上受講し、これを修了していること
- （４）その他、（１）から（３）のいずれかの要件を満たす者と同等以上の能力があると認められること

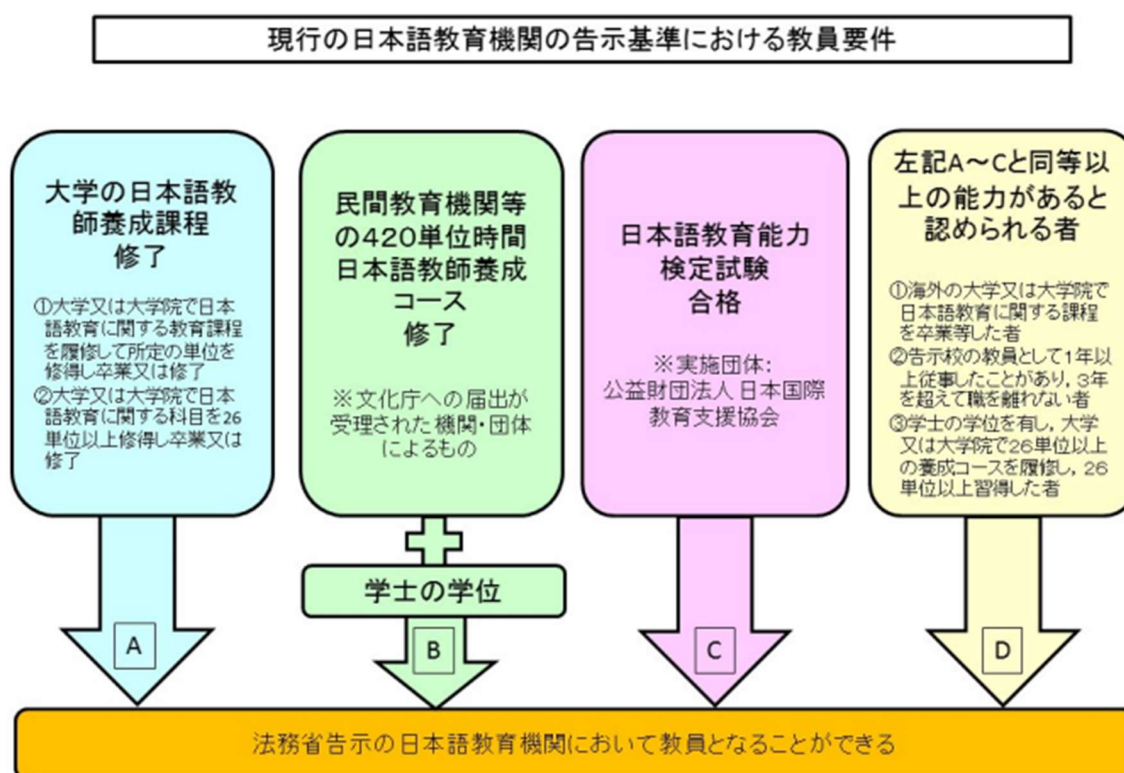


図 21 教員要件²⁵

²⁴ 法務省「日本語教育機関の告示基準」（平成 28 年 7 月 22 日策定、平成 30 年 7 月 30 日改正）第 1 条第 1 項第 13 号

< https://www.mext.go.jp/content/1422263_011.pdf >（閲覧日：2021 年 2 月 3 日）

²⁵ 文化庁日本語教育小委員会「日本語教育の資格に関する閣議決定等」参考資料

(1) から (4) のいずれかの条件を満たす者が日本語教師のいわゆる「有資格者」と一般的に考えられている。地域日本語教室においては、「有資格者」が指導にあたる場合もあるが、非「有資格者」である日本人住民がボランティアで参加している場合もある。

2 日本語教師の公的資格の検討

現在、文化庁は、日本語教師資格制度の創設を検討しており、試験合格や、教育実習の履修等が資格取得の要件として議論されている（図 22）。

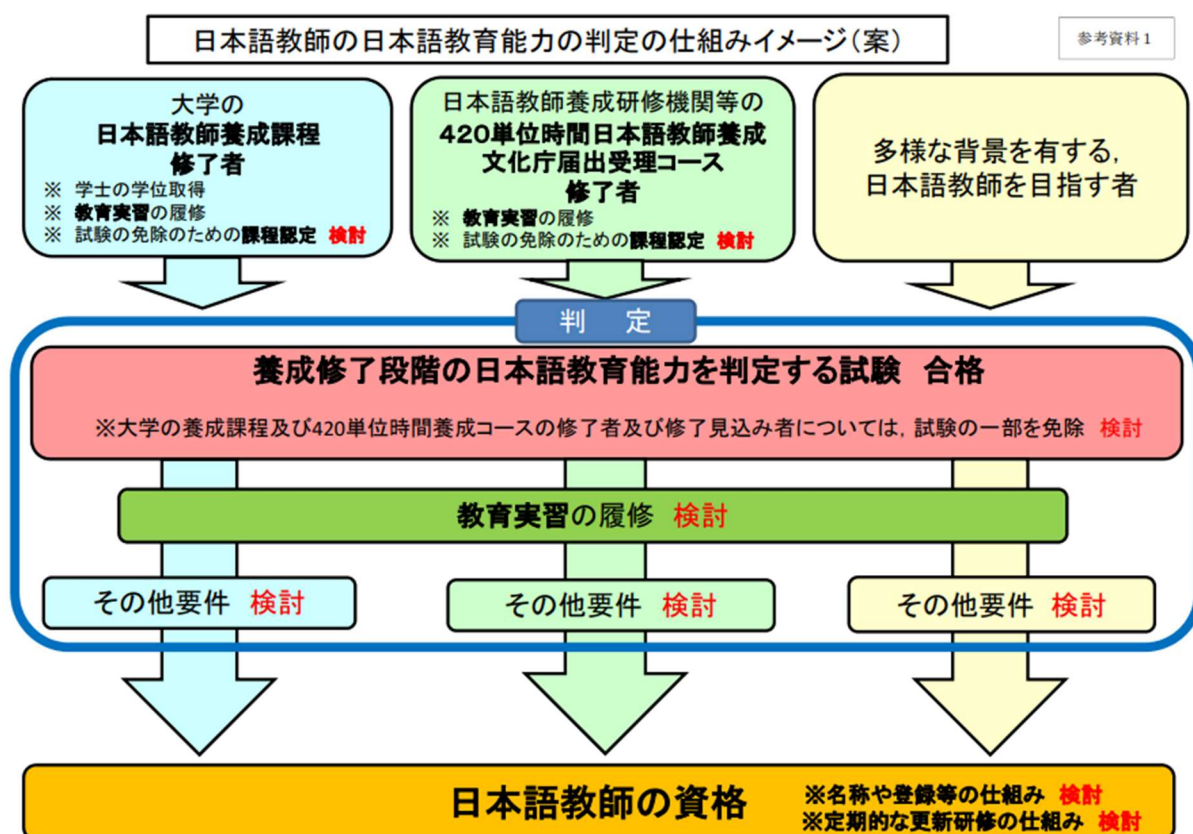


図 22 公認日本語教師資格要件²⁶

外国人が十分に日本語を学ぶことができる環境を整えるためには、教師の数のみならず教師の能力も大切である。しかし、現在は上述の 4 つの要件のいずれの方法によってでも日本語教師の「有資格者」となれるため、日本語教師の能力を統一的に判定することに困難を伴っている。

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/nihongo/nihongo_91/pdf/r1413866_05.pdf>（閲覧日：2021 年 2 月 3 日）

²⁶ 文化庁日本語教育小委員会「日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方 第 18 期日本語教育小委員会における審議経過の概要－（参考資料）」

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/nihongo/nihongo_96/pdf/r1421544_06.pdf>（閲覧日：2021 年 2 月 3 日）

今後、外国人への日本語教育の効率的な提供にあたっては、ある程度統一された基準を設けて日本語教師の質と量を確保することが望ましい。

公認日本語教師資格の創設により、当該資格を有する者は信頼度の高い高度な指導を行うことができるものと期待されよう。さらに、当該資格を有する者はボランティア教師に的確な指導方法を教授し、ボランティア教師が抱える教えることに関する不安や悩みに適切な解決策を提示することも期待されよう。こうしたことにより、当該資格を有する教師とボランティア教師が協力して質の高い日本語教育を広く展開することができると期待される。

第2章 オーストラリアにおける移民等に対する成人英語教育

第1節 本章の概要

オーストラリアでは、人口の約3割が外国生まれであり、英語を公用語としつつも、人口の20%超が家庭で英語以外の言語を使用している²⁷。

こうした背景もあり、オーストラリアでは移民等に対する充実した英語学習環境が整備されており、特に、連邦政府が主導する AMEP (Adult Migrant English Program) とよばれる成人移民等を対象とする英語教育プログラムが中心的な役割を担っている。

AMEP を主導する連邦政府に加え、AMEP による英語学習機会を提供している機関（以下、「AMEP 提供機関」という。）の双方において移民等がスムーズに社会に溶け込めるよう工夫を凝らしている。また、AMEP においては英語のみならずオーストラリア文化も教える環境を整えている。さらには、教室において行う授業以外の場でのボランティアによる英語教育も本プログラムにおいては充実している。

この章では、オーストラリアの多文化社会の現状と成人移民等に対する英語教育、特に AMEP に焦点をあてて記述する。

第2節 多文化社会の現状

オーストラリア国民は、18 世紀末以降に海外からの移民として定住した人々の子孫と、現在も受け入れている海外からの移住者が大多数を占めている。

オーストラリア統計局（ABS：Australian Bureau of Statistics、以下、「統計局」という。）では、5 年に一度、全ての滞在者を対象に、出生地、話す言語、宗教、民族、さらには英語面での補助が必要かどうかといった項目が盛り込まれた国勢調査を実施し、調査結果は政府が行う各種政策立案の基礎資料として活用されている²⁸。

本節においては、まず文化的多様性のあるオーストラリア社会の特徴を国勢調査の結果並びに最近の統計局の公表数値などから整理する。

1 人口

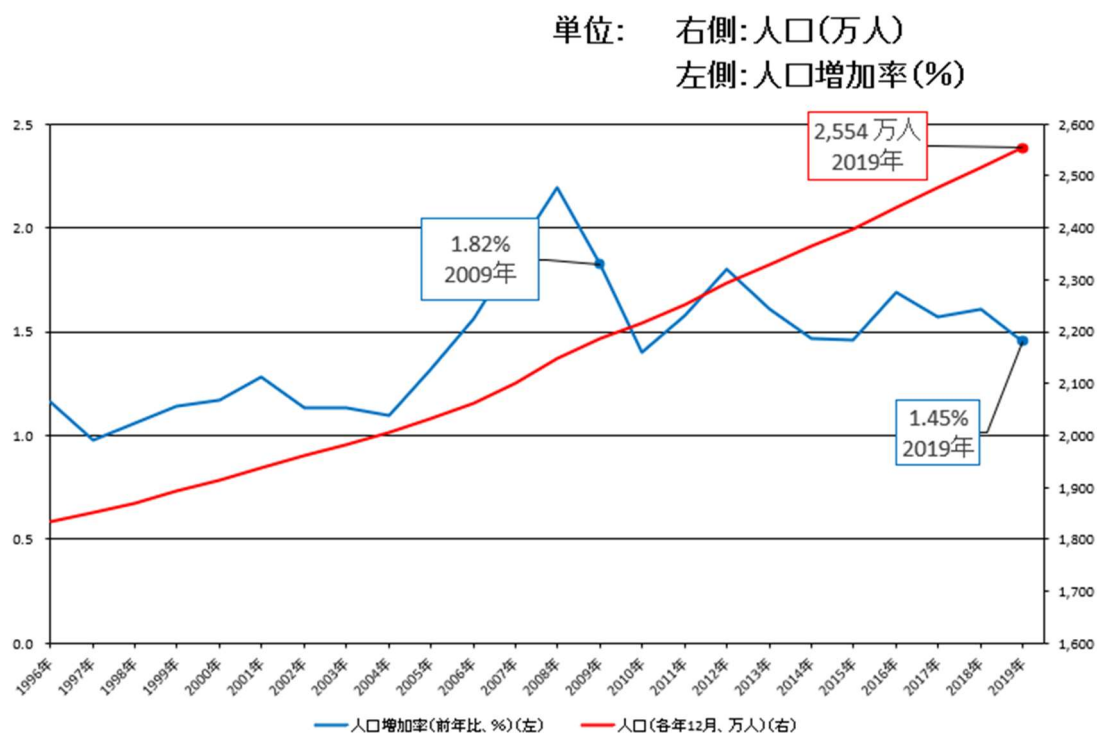
オーストラリアの総人口は増え続け、2019 年 12 月末時点で約 2,554 万人となっている（図 23）。人口の約3割は外国生まれであり、2018 年から 2019 年にかけての1年間の人口増加率（+1.45%）のうち移民による増加は、約6割となっている²⁹。

²⁷ Australian Bureau of Statistics, 2011.0 - Census of Population and Housing: Reflecting Australia - Stories from the Census, 2016

< <https://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/Lookup/by%20Subject/2011.0~2016~Main%20Features~Cultural%20Diversity%20Data%20Summary~30> >（閲覧日：2021 年 3 月 11 日）

²⁸ 自治体国際化協会「英語を母国語としない生徒への多文化教育と英語教育—ニューサウスウェールズ州 Intensive English Centre の取り組み—」『CLAIR REPORT』492 号, 2019 年

²⁹ Australian Bureau of Statistics, National, state and territory population
< <https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/national-state-and-territory-population/latest-release> >（閲覧日：2021 年 2 月 3 日）



(出典) 豪州政府統計局(ABS)「3101.0」により作成

(注) 各年12月末時点

図 23 オーストラリアの人口の推移³⁰

国外出生者の出身国については、図 24 のとおり、最も多いのが英国で、次いで中国、インド、そして近隣国のニュージーランドとなっている。

³⁰ Australian Bureau of Statistics, 3101.0 Australian Demographic Statistics, TABLE 1. Population Change, Summary - Australia ('000), Estimated Resident Population (ERP); Australia 及び Percentage ERP Change Over Previous Year; Australia から作成

<<https://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/3101.0Sep%202019?OpenDocument>>

(閲覧日: 2021 年 2 月 3 日)

国内で出生した者：約1,783万人（70.3%）

国外で出生した者：約752万人（29.7%）

順位	出生国	人口	構成比(%)	順位	出生国	人口	構成比(%)
1	英国	986,460	4.07%	9	マレーシア	175,921	0.73%
2	中国(香港を除く)	677,241	2.79%	10	スリランカ	140,263	0.58%
3	インド	660,347	2.72%	11	スコットランド	133,916	0.55%
4	ニュージーランド	569,538	2.35%	12	ネパール	117,866	0.49%
5	フィリピン	293,769	1.21%	13	韓国	116,026	0.48%
6	ベトナム	262,913	1.08%	14	ドイツ	112,424	0.46%
7	南アフリカ	193,864	0.80%	15	米国	108,567	0.45%
8	イタリア	182,516	0.75%	35	日本	49,991	0.21%

（出典）豪州政府統計局(ABS)により作成

（注）2019年6月末時点。

図 24 オーストラリアの国内・国外出生者数と国外出生国別人口及び構成比（総人口に占める構成比）³¹

2 使用言語の状況

人口の約3割が外国生まれであり（図24）、移民大国ともいえるオーストラリアにおいては、英語を公用語としつつも、人口の20%超が家庭で英語以外の言語を使用している²⁷。さらに、2016年の国勢調査によると、オーストラリアへの移民のうち「英語を全く話せない、又はほとんど話せない」と答えた人の数は約82万人で、2006年の約56万人から大幅に増加している³²。

第3節 英語学習環境

英語を話せない移民が増えているオーストラリアにおいて、移民等が英語を学習するには様々な方法がある。

TAFE³³、Navitas³⁴、AMES³⁵等がオーストラリアで移民等に対して英語学習の機会を提供している。これらの機関が提供する英語学習機会の一つが、連邦政府が主導し、連邦政府との契約に基づき提供されている AMEP である。費用は連邦政府が負担し、

³¹ Australian Bureau of Statistics, National, state and territory population tables
<<https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/national-state-and-territory-population/latest-release>>（閲覧日：2021年2月3日）

³² Australian Bureau of Statistics
<<http://stat.data.abs.gov.au/Index.aspx>>（閲覧日：2021年2月3日）

³³ オーストラリアの州・特別地域が出資して運営されている職業訓練校

³⁴ 連邦政府からの委託を受けて教育プログラム等を提供する教育機関

³⁵ ビクトリア州発祥の移民を支援する組織

授業は AMEP 提供機関によって提供され、成人移民に対する英語教育の中心的役割を果たしている。AMEP はオーストラリアの多文化主義政策の中核をなす制度であり、AMEP の基での英語教育のあり方については、日本の地域日本語教室の参考になると思われることも多くあることから、次節において具体的に整理していきたい。

なお、主に移民等の就職を支援するために連邦政府が進めている SEE (Skills for Education and Employment) とよばれる、語学、計算能力等を向上させるためのプログラムもあり³⁶、一般的には、AMEP に基づく課程を修了した後に、SEE に基づく課程での学習に進む者が多い³⁷。

また、連邦政府や州等³⁸から資金援助を受けて、教会、図書館、コミュニティセンター等でボランティアが英語学習場所を提供するコミュニティ英語プログラムもある³⁹。

第4節 成人移民等に対する英語学習プログラム (AMEP) ⁴⁰

AMEP は連邦政府によって整備されたプログラムで、目的は、成人の移民又は人道的ビザにて入国した者（以下、「人道的入国者」という。）に無料で英語教育機会を提供することで、彼らにオーストラリアでの就業、日常生活に必要な技術の習得及びコミュニティへの参加を可能とすることである。定住支援が主な目的とされているが、就労年代の者には、就職するために必要な英語教育を施すなど、個々のニーズに対応した教育を提供している。

AMEP は約 70 年間の歴史を持つプログラムで、最近では毎年 6 万人の移民や人道的入国者の英語学習を支援し、連邦政府は年間約 2 億 5 千万ドル（約 200 億円）を支出してこのプログラムを主導している⁴¹。

³⁶ ACIL ALLEN CONSULTING, AMEP & SEE PROGRAMME ALIGNMENT REPORT vii 頁
<<https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program/background>> (閲覧日：2021年2月3日)

³⁷ ACIL ALLEN CONSULTING, AMEP & SEE PROGRAMME ALIGNMENT REPORT X 頁
<<https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program/background>> (閲覧日：2021年2月3日)

³⁸ 現在豪州には、1901年の連邦結成前の植民地を継承する6つの州(ニューサウスウェールズ(NSW)州、ビクトリア(VIC)州、クィーンズランド(QLD)州、南オーストラリア(SA)州、タスマニア(TAS)州、西オーストラリア(WA)州)と2つの特別地域(北部特別地域(NT)、首都特別地域(ACT))がある。

³⁹ Australian Government, Multicultural Access and Equity in Australian Government Services Report
<<https://www.homeaffairs.gov.au/mca/PDFs/multicultural-access-equity-ags-report-2013-15.pdf>> (閲覧日：2021年2月3日)

⁴⁰ 本節の執筆にあたっては、以下の文献を参考にした。

Australian Government Department of Home Affairs
<<https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/overview>> (閲覧日：2021年2月3日)

⁴¹ 2018年7月1日～2019年6月30日の財政支出額
Budget Initiatives and Explanations of Appropriations Specified by Outcomes and Programs by Entity, Budget 2019-20, p56
<https://www.transparency.gov.au/sites/default/files/education_and_training_portfolio_budget_statements_2019-20.pdf> (閲覧日：2021年2月3日)

受講者の出身国の構成は図 25 のとおりであり、2013 年 7 月から 2018 年 12 月までの間には 197 か国から 267 言語を話す生徒が集い⁴²、AMEP の授業を受けた。

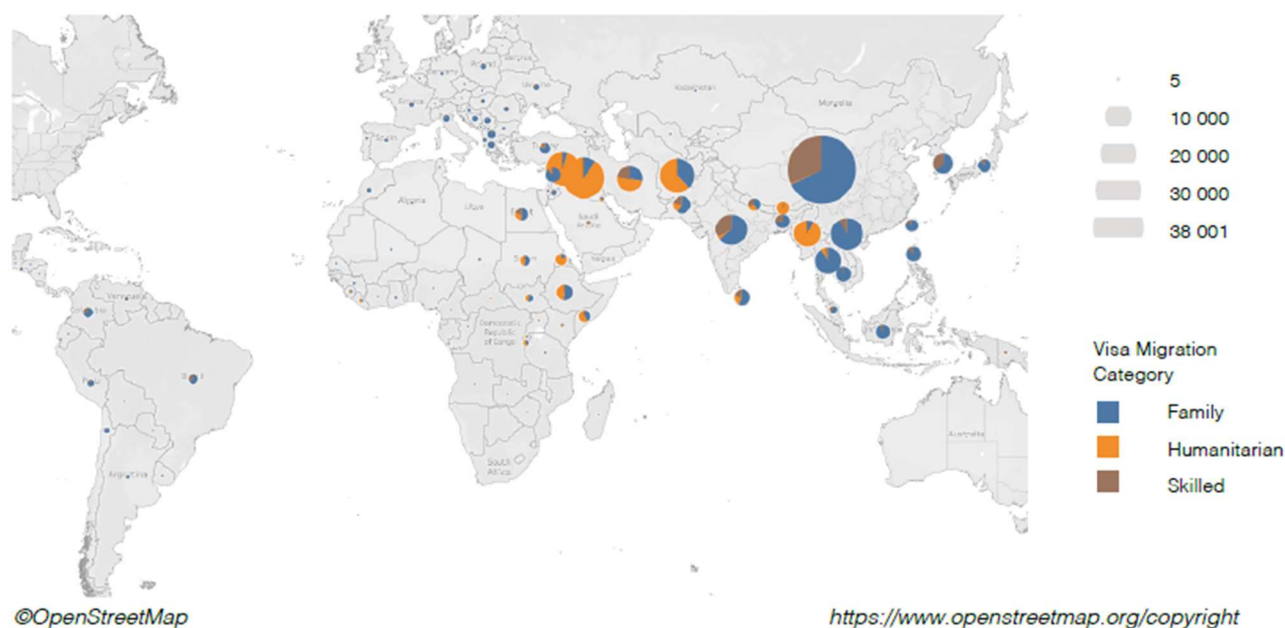


図 25 受講者の出身国 ⁴²

1 歴史⁴³

オーストラリアへの移民は、20 世紀中ごろまで、英語を母国語とするイギリスとアイルランドからの移住者が大多数を占めていたが、第二次世界大戦後にヨーロッパ大陸部から相当数の非英語話者がオーストラリアに移住するようになってから、人々の間で英語によるコミュニケーションに支障が生じるという問題が顕在化するようになった。

AMEPの歴史は、第二次世界大戦後、ヨーロッパからオーストラリアへの移民に対して行われた成人移民教育にさかのぼる。授業はヨーロッパからオーストラリアへ向かう船への搭乗前又は船上で始まり、到着後はビクトリア州の移民受け入れセンター

⁴² 2013 年 7 月 1 日から 2018 年 12 月 31 日までにこのプログラムを受講した者

Social Compass, Evaluation of the Adult Migrant English Program New Business Model p 8
<<https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program/background>>
(閲覧日：2021 年 2 月 3 日)

⁴³ 本項の執筆にあたっては、以下の文献を参考にした。

イングリッド・ピラー (PILLER, Ingrid) 「英語を通じた社会的包摂 言語政策と移民計画」 259 頁
Social Compass, Evaluation of the Adult Migrant English Program New Business Model p 1
<<https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program/background>>
(閲覧日：2021 年 2 月 3 日)

Parliament of Australia, Immigration (Education) Amendment (Expanding Access to English Tuition) Bill 2020
<https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r6615> (閲覧日：2021 年 2 月 3 日)

で行われた。当初は比較的小規模に始まったものの、21世紀のはじめには全国的なプログラムへと発展した。

また、1971 年には移民教育法 (Immigration (Education) Act 1971) によって AMEP は法制化されたプログラムとなり、その後、数々のプログラムの改善が重ねられ、現在に至っている。

近年の大きな変更点としては、無料で受けることができる授業時間の上限 (510 時間) を廃止し、無制限に無料で授業を受けることを可能とすると、2020 年 8 月に発表された。また、「実用的英語力 (functional English) を備えていない者」という受講条件も「職業レベルの英語力 (vocational English) を備えていない者」に緩和され、受講開始時期の制限 (オーストラリア到着日又はビザの開始日から 1 年以内に英語の受講を開始しなければならない) も撤廃すると発表された。

2 対象者

AMEP は、基本的に、18 歳以上で受講開始時に職業レベルの英語力 (vocational English) を持っていない者を対象とし、高度な英語能力を必要とする一定のビザを取得して入国する者等を対象外としている。

18 歳以下の者については、①15 歳から 17 歳の移民又は 15 歳から 17 歳の人道的入国者で、②職業レベルの英語力 (vocational English) を持っておらず、③主流学校教育を受けていない人⁴⁴を対象とし、個々の状況によりケースバイケースで参加の可否が決定される⁴⁵。

職業レベルの英語力 (vocational English) を有する者の基準を、連邦政府は図 26 のように定めており、このいずれにも満たない英語力の者が AMEP のもとで英語学習に取り組むことができる。

⁴⁴ 「not met through mainstream schooling」を日本語訳したもの。

⁴⁵ Australian Government Department of Education and Training, Adult Migrant English Program (AMEP)

[＜https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/overview＞](https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/overview) (閲覧日：2020 年 11 月 3 日)

テスト名	スコア
International English Language Testing System (IELTS Academic or General Training)	全ての項目 ⁴⁶ においてバンド 5 以上
Test of English as a Foreign Language internet-based Test (TOEFL iBT)	リスニング、リーディングにおいて 4 以上、ライティング、スピーキングにおいて 14 以上
Pearson Test of English Academic (PTE Academic)	全ての項目 ⁴⁶ において 36 以上
Occupational English Test (OET)	全ての項目 ⁴⁶ においてグレード B 以上
Cambridge C1 Advanced test	全ての項目 ⁴⁶ において 154 以上

図 26 職業レベルの英語力 (Vocational English) を有する者の基準⁴⁷

受講を希望する者は AMEP 提供機関に行き、1 時間程度の英語力のチェックを受け、図 26 の基準を満たす職業レベルの英語力を持っていると判断されれば、受講を断られる仕組みとなっている。この英語力チェックは、受講にあたってのクラス分けにも利用されている⁴⁸。

3 学習内容

AMEP の授業では、オーストラリアでの居住を成功させるための英語能力のみならず、図 27 のような学習教材を使用し、オーストラリアが重視する価値、文化、法律などオーストラリア社会に関する知識（具体的には、教育システム、医療制度、交通システム等）を学習者に提供している。これらの授業を通して、学習者に自立と社会参画を促し、オーストラリアのコミュニティに溶け込ませることを目的としている。AMEP 提供機関は、以下の 2 種類のクラスを提供し、受講者はいずれかのクラス又は両クラスを組み合わせて利用することができる⁴⁵。

- ・就職のための英語クラス

職場で役立つ英語、又は持続的な雇用につながるスキルの強化のための英語を学ぶ。

- ・英会話クラス

地域社会で人々と交流し、自立した生活を送るために必要な英会話能力を向上させる。

⁴⁶ リスニング、リーディング、ライティング及びスピーキング

⁴⁷ Australian Government Department of Home Affairs, Vocational English
< <https://immi.homeaffairs.gov.au/help-support/meeting-our-requirements/english-language/vocational-english> > (閲覧日：2021 年 2 月 3 日)

⁴⁸ Mandy Nour 氏 (TAFE NSW, AMEP/SEE Contract Lead) インタビュー (2020 年 10 月 14 日) より

また、遠足などの課外活動もあり、生徒は楽しく授業を受けることができるともに、様々な国出身の生徒が集まる中、共通語が英語のみであるため、英語への学習意欲を高めている⁴⁹。

英語に対する理解度が著しく低い生徒に対しては、当該生徒の第1言語を話すことができるアシスタントとともに教え、ふさわしいアシスタントが存在しない場合は、自動翻訳機を用いたり、図表や絵を用いて説明する⁵⁰。

Look at the traffic signs below. Do you know what they mean?

Type your answers below.



✓ Check



✓ Check



✓ Check

You are telephoning about the job. Read the conversation and say your part out loud.

You: _____

Receptionist: Hold the line please, I'll just put you through to HR.

Employer: Deanne Marsden speaking.

You: _____

Employer: Right, well. What can you tell me about your experience and qualifications?

You: _____

Employer: Right, OK I'd like to discuss this with you further in person. Would you be able to come in for an interview tomorrow morning around 10?

You: _____

図 27 学習内容の例⁵¹

⁴⁹ Social Compass, Evaluation of the Adult Migrant English Program New Business Model p 19
< <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program/background> > (閲覧日：2021年2月3日)

⁵⁰ Steven Endres 氏 (Navitas, GS Contracts Manager) へのインタビュー (2020年10月16日) より

⁵¹ Laurie Nowell 氏 (AMES Australia, Media Manager) 提供 (2020年12月17日)

4 プログラムの受講

連邦政府が契約した AMEP 提供機関により、オーストラリア全土に学習場所が確保されており、受講を希望する者は当該 AMEP 提供機関に直接連絡して受講を開始する。

連邦政府は、州等を更に小さな地域に分け、各地域につき一つの AMEP 提供機関に AMEP の授業を委託している。受講を希望する者は、自身が希望する学習場所や授業時間帯等を踏まえ、AMEP 提供機関を選ぶことができる。

AMEP 提供機関は連邦政府が実施する入札によって決定される。選定に際しては、授業提供価格のみならず、場所、職員の質や経験値等も考慮される⁵²。

(1) 授業形態

受講者は、以下の授業形態から一つもしくは複数の形態を選択して受講することができる⁴⁵。

- ・通学授業

AMEP 提供機関が提供する学習場所に通い、朝から夕方まで授業を受けることも数時間の授業を受けることもできる。なお、AMEP 提供機関によっては週末や夜間のクラスで授業を受けることもできる。

- ・資格を有する教師による電話やインターネットによる遠隔授業

ビデオ通話機器や電話を使って教師とのマンツーマンの授業を受けたり、オンラインクラスに参加することもできる。これは、教室が近くにない者にも配慮したもので、以前は AMEP 提供機関の一つである TAFE NSW のみがオンラインを利用した授業を提供していたが⁵³、2020 年以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、全ての AMEP 提供機関により遠隔授業が提供されることとなった⁴⁸。

- ・訓練を受けたボランティアチューターによる教室外の授業（Volunteer Tutor Scheme (VTS)）

トレーニングを受けたボランティアチューターが一般的にマンツーマンで英語のサポートを行う。通常、生徒個人宅などお互いにとって都合のよい場所で、インフォーマルな形で行われる。また、AMEP 提供機関によっては、資格を持った教師が行う授業を補助するところもある。これについての詳細は第 6 項で後述する。

(2) 学習を続けやすい環境づくり

連邦政府と AMEP 提供機関は、創意工夫して生徒が学習を続けやすい環境づくりを行っている。

まず、授業中に子どもを預けることができるよう、就学前の子どもを対象とする

⁵² Laurie Nowell 氏（AMES Australia, Media Manager）へのインタビュー（2020 年 10 月 14 日）より

⁵³ Social Compass, Evaluation of the Adult Migrant English Program New Business Model p 40 <<https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program/background>>（閲覧日：2021 年 2 月 3 日）

無料の託児サービスを提供することが求められている。AMEP提供機関が既存の託児施設と契約して託児サービスを提供している場合や、独自に託児所を運営している場合がある。通学しAMEPで学ぶ生徒の11.5%が託児サービスを利用し、特に女性やひとり親の方から重宝されている⁵⁴。

また、生徒の個人情報（語学レベル、受講時間数など）は全国規模の AMEP 共通データベースに登録されており、生徒の引っ越しなどに伴い AMEP 提供機関を変えた場合でもスムーズに引継ぎができる仕組みが整っている⁵⁵。

（３）周知方法

AMEP の周知方法としては、図 28 のように該当するビザの発給通知書に掲載したり、多言語放送のラジオや新聞で広告を行い⁵²、連邦政府と AMEP 提供機関は AMEP の授業を受けることができる移民等にもれなく情報が伝わるように工夫をしている。

Free English language tuition

The Commonwealth Government provides up to 510 hours of free English language tuition to eligible migrants and humanitarian entrants through the Adult Migrant English Program (AMEP). You must register for the program within six months of your visa commencement date or the date you arrive in Australia.

More information: www.homeaffairs.gov.au/amep

図 28 ビザ発給通知書における情報⁵⁶

5 教師の資格

AMEP の教師には、カリキュラムに応じて、それぞれ一定の資格の保有が求められている。AMEP 提供機関が主に提供している 3 つのカリキュラムに従事する教師に必要な資格は、図 29 のとおりである。

⁵⁴ Social Compass, Evaluation of the Adult Migrant English Program New Business Model p 75
< <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program/background> >
(閲覧日：2021 年 2 月 3 日)

⁵⁵ Australian Government, Department of Education and Training
< <https://immi.homeaffairs.gov.au/amep-subsite/Files/amep-and-see-privacy-notice-form-japanese.pdf> > (閲覧日：2021 年 2 月 3 日)

⁵⁶ Mandy Nour 氏（TAFE NSW, AMEP/SEE Contract Lead）氏提供（2020 年 10 月 14 日）
（日本語訳）無料英語教育 連邦政府は該当する移民と人道的入国者に対して AMEP を通して最大 510 時間の無料英語授業を提供している。ビザの開始日またはオーストラリアの入国日から 6 カ月以内に登録する必要がある。

※なお、510 時間の時間制限及び 6 カ月以内の登録開始要件は撤廃することとされた。

カリキュラム 名 必要資格	CSWE (Certificates in Spoken and Written English)	EAL FRAMEWORK (English as an Additional Language)	CSL (Core Skills for Learning)
オーストラリアに おける学士号又は それに相当するも の	必要	必要	必要
TESOL 修士号	必要（学士号が TESOL 専攻でない 場合）	必要（学士号が TESOL 専攻でない 場合）	一定の要件を満た す場合は免除可能 ⁵⁷
教育実習	少なくとも 60 時間	少なくとも 60 時間	必要

図 29 AMEP 主要カリキュラムにおいて必要とされる教師の資格⁵⁸

図 29 の 3 つのどのカリキュラムにおいても、教師には学士号又はそれに相当するものが必要とされており、また TESOL (Teaching English to Speakers of Other Languages) ⁵⁹修士号取得又はこれと同等の要件を満たすことが必要とされ、教育実習の要件も課されている。これらの資格を満たすかどうかのチェックについては、AMEP 提供機関が行っている。

6 ボランティアによる授業等

AMEP では Volunteer Tutor Scheme（以下、「VTS」という。）とよばれる、トレーニングを受けたボランティアチューターがインフォーマルな形での授業を実施したり、正規の授業の補助をしたりするスキームが充実しており、AMEP で重要な役割を果たしている。ボランティアチューターによるインフォーマルな形での授業は、教室で集まって行う授業よりカジュアルなため、教室での授業よりボランティアチューターによる授業を好む生徒も多い⁶⁰。

⁵⁷ 詳しくは Social Compass, Evaluation of the Adult Migrant English Program New Business Model p 56 参照

⁵⁸ Social Compass, Evaluation of the Adult Migrant English Program New Business Model p 56
< <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program/background>
>（閲覧日：2021 年 2 月 3 日）

AMEP 提供機関が 2017 年から 2020 年までに主に提供している 3 つのカリキュラムを抽出

⁵⁹ 英語が母国語ではない人々向けの英語教授法に関するコース

⁶⁰ Social Compass, Evaluation of the Adult Migrant English Program New Business Model p viii、
p 80

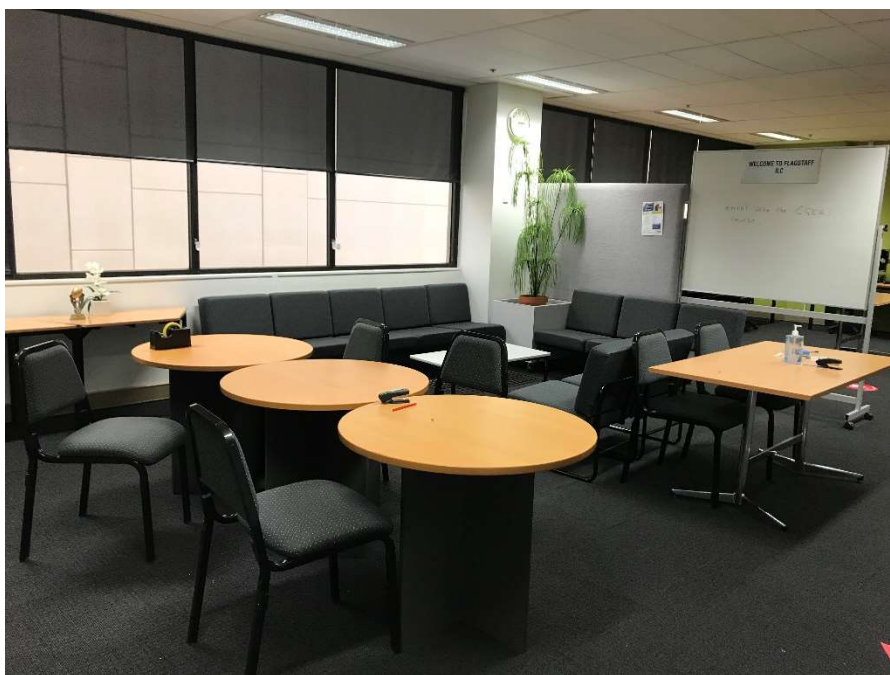
< <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program/background>
>（閲覧日：2021 年 2 月 3 日）

(1) ボランティアチューターによる授業の仕組み⁶¹

各 AMEP 提供機関は、VTS を支えるボランティアコーディネーターを雇用し、VTS の運営を行っている。

ボランティアコーディネーターは、応募してきたボランティアチューター候補者に対し面接又は電話でのインタビューを行い、ボランティアチューターの経歴、犯罪歴等をチェックして、ボランティアチューターとしてふさわしいかどうかを判断する。ふさわしいと判断されれば、ボランティアチューターとして登録され、ボランティアチューターによる指導を希望する生徒の学びたいこと、住所、年齢、性別等を考慮し、生徒を紹介される。指導場所は、オンライン、生徒の家、カフェ、各 AMEP 提供機関施設等で、指導場所までのボランティアチューターの交通費は自身が負担する。

ボランティアチューターと生徒の意向等に齟齬が生じれば、ボランティアチューターによる授業を開始した後でも、生徒はボランティアチューターを変更することができる。



AMES Australia メルボルン本部にある学習場所（筆者撮影）

(2) ボランティアチューターの資格

ボランティアチューターには特段の資格は求められないが、連邦政府が提供する 15 時間のトレーニングコースを受講する必要がある。AMEP 提供機関によっては、トレーニングコース用の独自の教材を作成して利用している場合もある。

⁶¹ Mandy Nour 氏（TAFE NSW, AMEP/SEE Contract Lead）（2020 年 10 月 14 日）、Steven Endres 氏（Navitas, GS Contracts Manager）（2020 年 10 月 16 日）、Laurie Nowell 氏（AMES Australia, Media Manager）（2020 年 12 月 17 日）へのインタビューより

連邦政府が提供するトレーニングコースの教材はレベル（初級前、初級、初級後、中級）ごとに構成されており、ボランティアチューター候補者がこれを学ぶことにより、オーストラリアの社会、文化、法律、習慣等についての情報を英語学習者に提供できるよう構成されている。この教材は、授業の進め方のヒントや方法のみならず、受講者のための小旅行の提案内容等についても学ぶことができるものとなっている⁶²。

（３）ボランティアチューター募集方法

各 AMEP 提供機関がそれぞれボランティアチューターを募集するが、地域によってボランティアチューター登録者数に差があるのが現状である。最も多い AMEP 提供機関では 979 人（2019 年現在）の登録者がいる一方、地方部にある AMEP 提供機関にはボランティアチューター登録者が一人もいないところもある⁶³。

生徒の 53%がボランティアチューターのもとで学んでいる AMEP 提供機関や、教室で行われる授業の 65%をボランティアチューターが補助している AMEP 提供機関がある一方、ボランティアチューターの支援が全くない AMEP 提供機関もある⁶³。しかし、このような問題は、オンライン授業の普及によって徐々に解消されつつある⁵²。

次に、ボランティアチューター募集方法について AMEP 提供機関にヒアリングを行った結果を、以下に整理する。

・ AMES Australia メルボルン本部でのヒアリング結果⁵²

AMES Australia メルボルン本部には、2020 年 12 月現在、約 400 人のボランティアチューターが登録しており、約 180 人が活動している。教える生徒に対して、ボランティアチューターに余剰が生じており、教える生徒がいないボランティアチューターも多く存在している。また、ボランティアチューターの年齢層は様々で、大学生も多く登録している。

ボランティアチューターを募集するにあたり、ボランティアチューターの声を新聞やウェブサイト、フェイスブックに掲載したり、大学でチラシ配りやポスター掲示、講演を行ったりしている。また、オーストラリアでは、年に 2 日～3 日、従業員が給料をもらいながらボランティアを行う仕組みを取り入れている企業等がある⁶⁴。この仕組みを利用する従業員は企業等が提示するボランティア先リストから自分がボランティアを行いたい場所を選び、ボランティア活動を行うことができる。AMES Australia メル

⁶² Australian Government Department of Home Affairs

<[Adult Migrant English Program \(AMEP\) - Volunteer Tutor Resources \(homeaffairs.gov.au\)](https://www.homeaffairs.gov.au/adult-migrant-english-program/amep-volunteer-tutor-resources)>（閲覧日：2021 年 2 月 3 日）

⁶³ Social Compass, Evaluation of the Adult Migrant English Program New Business Model p 80

<<https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program/background>>（閲覧日：2021 年 2 月 3 日）

⁶⁴ 企業によってはこの仕組みを「cooperate volunteering program」と呼ぶところもある。

ボロン本部をボランティア先リストに含んでいる企業等もあり、ボランティアを経験した従業員が、その経験をきっかけにボランティアチューターとなることも少なくない。

また、3か月に1度、ボランティアチューターが集まる交流の場を設け、ボランティアチューターどうしの情報交換の場の提供を行っている。

・ Navitas でのヒアリング結果⁵⁰

Navitas ではチラシ（図 30）を作成して、地方自治体、図書館、ボランティアセンター、TESOL の授業を提供している大学等に配置し、定期的に訪問してチラシの補充も行っている。また、これらの施設でボランティアチューターの役割、体験談等についての講演も行っている。

さらに、Navitas のホームページにボランティアチューター募集の情報を掲載している。加えて、求人情報を扱うウェブサイトにおいてもボランティアチューターを募集している。

navitas English | **AMEP**
Adult Migrant English Program
An Australian Government Initiative

Volunteer as an English Tutor

What is an AMEP Volunteer Tutor?

The Volunteer Tutor Scheme is returning to provide face-to-face lessons on a case by case basis. Online lessons are also still available. As a Volunteer Tutor, you will assist newly arrived adult migrants and refugees, 18 and over, to learn the basics of the English language to help them settle in Australia.

Anyone can become an AMEP Volunteer Tutor, even if you're not a native English speaker. All you need is fluency in English and the desire to help others learn.

✉ volunteertutor@navitas-english.com.au
☎ 02 9707 0264

Why volunteer as an AMEP tutor?

Being a Volunteer Tutor is an extraordinary experience. You will help non-English speaking migrants who are unable to participate in the AMEP English classes or who need additional learning support. It is also a great way to increase your practical experience.

How do I become a volunteer English tutor for the AMEP?

We provide:

- Free online training to prepare you for your role as a Volunteer Tutor
- Online workshops with a qualified teacher to encourage active participation and discussion
- The Volunteer Tutor Scheme provides ongoing support and resources for you

On successful completion you will be matched with a student.

What is the time commitment?

The Volunteer Tutor Scheme is returning to provide face-to-face lessons on a case by case basis. The Volunteer Tutor Scheme is returning to provide face-to-face lessons on a case by case basis. Online lessons are also still available using various platforms. You will be providing one to two hours per week of English language tuition for adult migrants or refugees who are eligible for the AMEP.

Register your interest

To find out more or to register for the AMEP English Volunteer Tutor Scheme:

✉ volunteertutor@navitas-english.com.au
☎ 02 9707 0264
🌐 navitas-english.com.au/volunteer-tutor
📍 Level 2, 2 Jacobs Street Bankstown NSW 2200

The Adult Migrant English Program (AMEP) is funded by the Australian Government. Navitas English is part of the Navitas Group. RTO Code: 0927.

The Adult Migrant English Program (AMEP) is funded by the Australian Government. Navitas English is part of the Navitas Group. RTO Code: 0927. 202010021225-1020-GW

図 30 Navitas におけるボランティアチューター募集のチラシ⁶⁵

⁶⁵ Steven Endres 氏（Navitas, GS Contracts Manager）提供（2020 年 10 月 16 日）

・ TAFE NSW でのヒアリング結果 ⁵²

TAFE NSW では、TAFE のキャンパスやコミュニティ施設、図書館等でチラシ（図 31）を配布しているほか、募集記事（図 32）をコミュニティ雑誌及び TAFE のニューズレターに掲載している。また、コミュニティイベントに参加して勧誘活動を行ったり、ボランティア求人情報を扱うウェブサイトにおいてボランティアチューターを募集したりもしている。



図 31 TAFE におけるボランティアチューター募集のチラシ⁶⁶

⁶⁶ Mandy Nour 氏（TAFE NSW, AMEP/SEE Contract Lead）提供（2021 年 2 月 8 日）

Are you interested in becoming a Volunteer English Tutor to adult migrants?

Volunteers are urgently needed in your area!

Tutor a migrant or refugee for 1-2 hours per week.

Free training provided by TAFE NSW.

Learn new skills and help make a difference in your community.

For more information please contact:

Email: AMEPHTS@TAFENSW.edu.au

Phone: 02 99420644



図 32 TAFE におけるボランティアチューター募集の記事⁶⁶

7 生徒の英語能力の測定方法

受講を希望する生徒のレベルチェック及びその後の英語能力のチェックには ACSF (Australian Core Skills Framework) が利用されている。ACSF は、読解、筆記、口頭コミュニケーション、算数等の能力を評価し、プレレベル 1 A、プレレベル 1 B、レベル 1、レベル 2、レベル 3、レベル 4、レベル 5 に分けるものである⁶⁷。

この ACSF は 2017 年から AMEP において導入された測定方法であるが、それまでは ISLPR (The International Second Language Proficiency Ratings) という指標により、スピーキング、リスニング、リーディング、ライティングの能力を評価していた⁶⁸。

⁶⁷ なお、AMEP プログラムにおいては算数の指標を用いての指導は行っていない。

Australian Government Department of Education, Skills and Employment, Australian Core Skills Framework

< <https://www.dese.gov.au/uncategorised/resources/australian-core-skills-framework> > (閲覧日：2021 年 2 月 3 日)

Australian Government Department of Education, Skills and Employment

< <https://www.dese.gov.au/skills-information-training-providers/resources/acsf-prelevel-1-2017> > (閲覧日：2021 年 2 月 3 日)

Social Compass, Evaluation of the Adult Migrant English Program New Business Model p X, p 52

< <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program/background> > (閲覧日：2021 年 2 月 3 日)

⁶⁸ Social Compass, Evaluation of the Adult Migrant English Program New Business Model p 60

< <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program/background> > (閲覧日：2021 年 2 月 3 日)

Acil ALLEN CONSULTING, AMEP Evaluation p 38

< <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program/background> > (閲覧日：2021 年 2 月 3 日)

ISLPR language service

< <https://www.islpr.org/why-use-islpr/summary-of-islpr/> > (閲覧日：2021 年 2 月 3 日)

このような指標を用いて、生徒の英語力を測定し、その向上を目指しているが、多くの生徒の英語力が思うように伸びていない現状もある。

図 33 は AMEP 提供機関における生徒の入学時と 500 時間以上受講後のスピーキングとリスニングの ISLPR の変化を示すものである。紫色の点線は入学時の生徒のスピーキング能力、オレンジ色の点線は入学時の生徒のリスニング能力を示す割合分布図となっている。グラフの一番左に注目すると、入学時はスピーキング能力とリスニング能力のそれぞれにおいて約 30% の生徒が 0（英語でのコミュニケーションが全くできない）の状態となっている。一方、紫色の実線とオレンジ色の実線は 500 時間以上の英語授業を受けた後の生徒のスピーキング能力及びリスニング能力を示す割合分布図で、グラフの一番左の位置に注目すると、500 時間以上の授業を受けたものの、スピーキング能力とリスニング能力のそれぞれにおいて約 17% の生徒が、まだ 0 の状態となっていることが分かる。

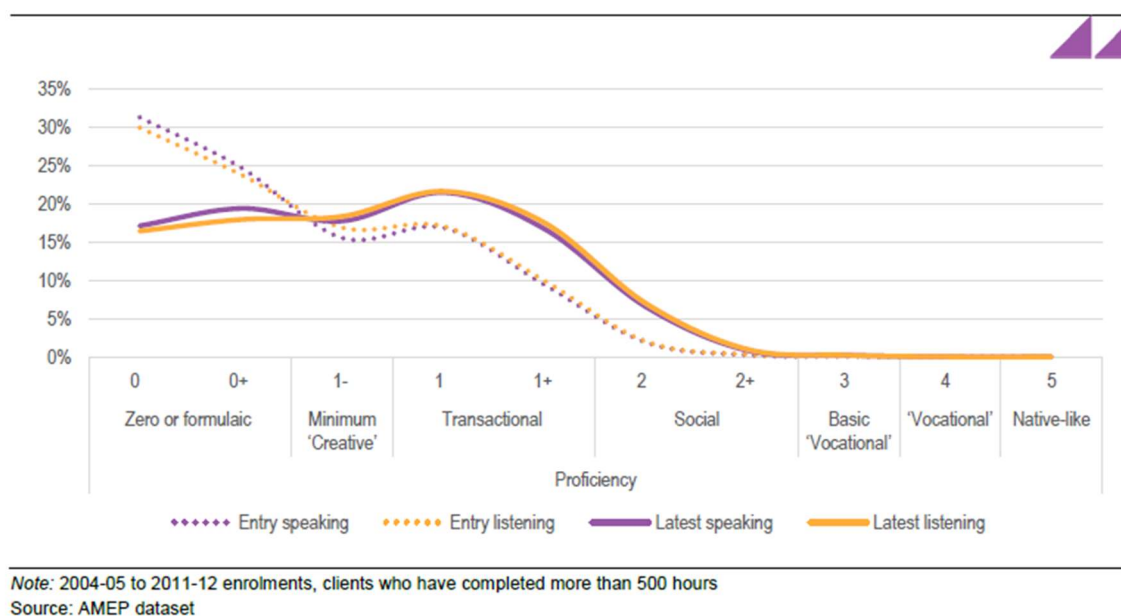


図 33 入学時と 500 時間以上受講後のスピーキングとリスニングの ISLPR の変化⁶⁹

さらに、図 34 は AMEP 提供機関における生徒の入学時と 500 時間以上受講後のリーディングとライティングの ISLPR の変化を示すものである。灰色の点線は入学時の生徒のリーディング能力、紫色の点線は入学時の生徒のライティング能力を示す割合分布図となっている。グラフの一番左に注目すると、図 33 のスピーキング能力及びリスニング能力とほぼ同様で、入学時はリーディング能力及びライティング能力のそれぞれにおいて約 30% の生徒が 0（英語での読み書きが全くできない）の状態となっている。一方、灰色の実線と紫色の実線は 500 時間以上の英語授業を受けた後の生徒の

⁶⁹ ACIL ALLEN CONSULTING, AMEP Evaluation p 64

< <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program/background>
>（閲覧日：2021 年 2 月 3 日）

リーディング能力及びライティング能力を示す割合分布図で、グラフの一番左の位置に注目すると、リーディング能力においては約 17%の生徒、ライティング能力においては約 18%の生徒が、500 時間以上の授業を受けたものの、まだ 0 の状態となっていることが分かる。

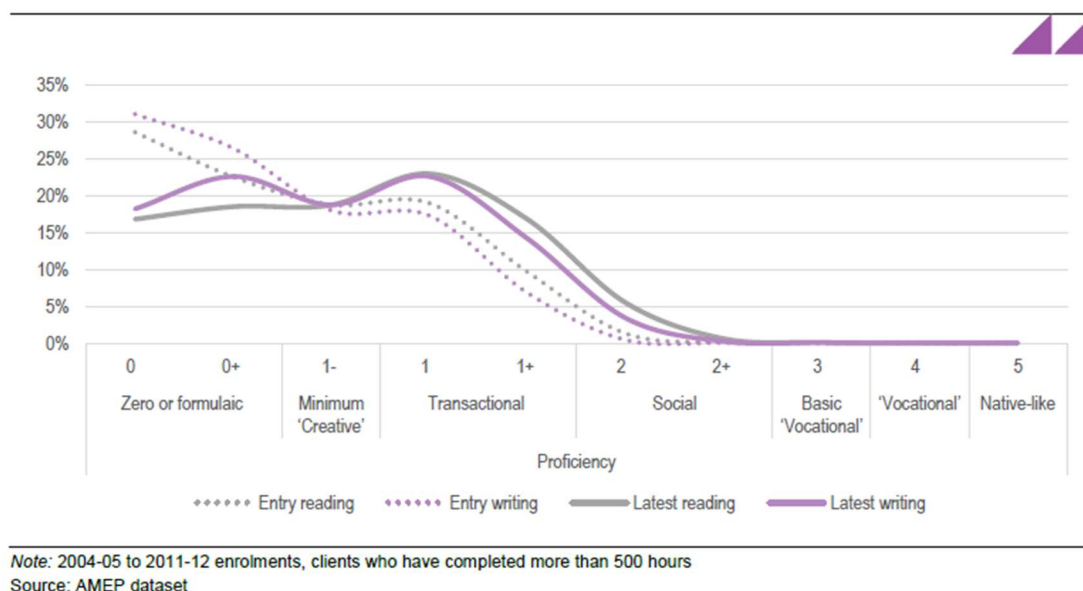


図34 入学時と500時間以上受講後のリーディングとライティングのISLPRの変化⁶⁹

全体として、44%の生徒が英語でコミュニケーションがとれない状態（ISLPR 0 または 0+）で入学し、28%の生徒が所定の 510 時間⁷⁰の授業を終えても、英語でコミュニケーションがとれない語学力で終了するという結果が示されている⁷¹。510 時間の授業時間終了後に、日常生活に支障のないレベルの英語能力とされる ISLPR 2 に達したのは生徒全体の 7%に過ぎない⁷²。

何年も TAFE に通っていても自己紹介すらできない生徒もいるということで、The Migrant and Refugee Settlement Services⁷³は、AMEP によって多くの生徒が語学、職、技術の習得に成功しているとは言えないとしている⁷⁴。

⁷⁰ 現在はこの時間制限は撤廃することとされている。

⁷¹ ACIL ALLEN CONSULTING, AMEP & SEE PROGRAMME ALIGNMENT REPORT p 21
<<https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program/background>>（閲覧日：2021 年 2 月 3 日）

⁷² Parliament of Australia
<https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Joint/Migration/settlementoutcome/Report/section?id=committees%2freportint%2f024098%2f25143> 3.70（閲覧日：2021 年 2 月 3 日）

⁷³ 移民、難民等の定住をサポートするために連邦政府とオーストラリア首都特別地域政府から財政的支援を受けて運営されている機関
<<https://www.marss.org.au/>>（閲覧日：2021 年 2 月 3 日）

⁷⁴ Parliament of Australia
<https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Joint/Migration/settlementoutcomes/Report/section?id=committees%2freportint%2f024098%2f25143> 3.71、72（閲覧日：2021 年 2 月 3 日）

このような現状を踏まえ、連邦政府は無料で授業を受けることができる上限としていた510時間を撤廃するとともに、5年以内としていたコースの修了期限も撤廃することを発表した⁷⁵。

⁷⁵ Parliament of Australia, Immigration (Education) Amendment (Expanding Access to English Tuition) Bill 2020
<https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r6615> (閲覧日：2021年2月3日)

第3章 日本の成人日本語教育とオーストラリアの成人英語教育の比較

第1節 制度の比較

第1章及び第2章において、日本における外国人等に対する成人日本語教育とオーストラリアにおける移民等に対する成人英語教育を紹介してきたが、両国の中央政府の政策が根本的に異なることなどから、地域日本語教室と AMEP 提供機関の運営方法を比較し、単純に優れている方の真似をするということは不可能である。しかしながら、言語教育を展開していくうえで、参考となる部分について一部でも取り入れていくことは可能である。そこで、まずは、日本の成人日本語教育とオーストラリアの成人英語教育の比較を行う。

1 中央政府の関与

日本においては、国は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定するとともに、「日本語教育の推進に関する法律」を制定し、日本語教育を推進している。

文化庁はさまざまな取組を行っているが、国の役割は、あくまでも、日本語教育推進施策の策定・実施、法制上の措置及び財政上の支援等にとどまり、主体的な日本語教育現場の整備・運営については、地方公共団体、地域国際化協会等に委ねられている。

一方、オーストラリア連邦政府は、AMEP に基づく具体的な教育機会の提供を AMEP 提供機関に委託しているものの、英語学習機会の提供に係る費用を負担し、AMEP 提供機関の選定、指導、監査等を行い、より主体的に英語学習を支援している。

2 学習環境

日本における日本語の学習場所は、①主に留学生等が学ぶ法務省告示機関、②大学等機関、③国際交流協会が運営する日本語教室、④任意団体等が運営する日本語教室、⑤地方公共団体・教育委員会が運営する日本語教室となっている。

一方、オーストラリアにおいては、州等が出資して運営されている職業訓練校、連邦政府からの委託を受けて教育プログラム等を提供する教育機関等が、AMEP や SEE に基づく無料学習の機会を提供している。コミュニティ英語プログラムとよばれるボランティアが提供する英語学習機会もある。

無料で授業を受けることができる学習場所は、日本では基本的に地域日本語教室（有料のところもある）のみであるが、オーストラリアでは、AMEP や SEE 及びコミュニティ英語プログラム（有料のところもある）により、幅広い学習の場において無料で授業を受けることができる。さらに、すべての AMEP 提供機関は、希望する生徒に無料の託児サービスを提供することが求められている。

また、日本においては、地域日本語教室の授業提供可能時間帯と学習者の参加可能時間帯との齟齬により、参加したくても参加できない学習者が存在している。さらに、通常の教室での授業以外で、教師と生徒をマッチングして、両者の都合のよい時間や場所でマンツーマンによる指導の仕組みを作り、運用している地域日本語教室は、筆者が調べたところ、多くはない。

オーストラリアの AMEP においては、夜間や休日にも授業を提供している AMEP 提供機関があり、さらに VTS においては、ボランティアチューターと生徒との調整で都合のよい時間に都合のよい場所で学習できる仕組みが整っている。

オーストラリアでは、無料で学習できる場所や時間帯について幅広い選択肢があることにより、学びやすい学習環境が広く提供されている。

3 教師の資格

日本においては、公的な日本語教師の資格はないが、主に留学生を対象として日本語を教える法務省告示機関で教員になるには、一定の要件を満たす必要がある。地域日本語教室においては、この要件を満たす「有資格者」が教える場合もあるが、資格を持たないボランティアが教える場合もある。

一方、オーストラリアの AMEP 提供機関の授業で英語を教えるには、カリキュラムによって異なる一定の資格が必要であり、ボランティアチューターとなるためには資格は必要ないが、所定のトレーニングコースを受講する必要がある。

AMEP においては、無料学習の場においても有資格者又はトレーニングを受けたボランティアチューターから授業が提供されている。

4 周知方法

日本における地域日本語教室の周知方法は各教室によって異なるが、主に地方公共団体の広報やホームページ、学習者からの紹介や口コミで周知されている。しかしながら、地域日本語教室の場所が分からないため、受講できない外国人等も少なくなく、地域日本語教室に関する情報がすべての日本語教育を必要とする外国人等にいきわたっているとは言い難い。

一方、オーストラリアの AMEP の情報は、該当するビザの発給通知書に掲載され、また、多言語放送のラジオや新聞で広告等が行われており、該当者は情報を得る機会に恵まれている。

5 生徒の語学能力の把握

日本の地域日本語教室では、統一した基準によって、生徒の日本語能力のレベルを正確に把握することが難しく、客観的に判断された日本語能力に応じてクラスを分けることも難しい状況である。

一方、オーストラリアの AMEP 提供機関においては、全国で統一した基準によって英語能力を測り、能力に応じたクラスで授業を受けることができる。英語能力を客観的に把握することができることにより、生徒の目標設定もしやすくなり、また、能力に応じたクラスで学習できることから、無理のない学習が続けられる仕組みが整っている。さらには、生徒の語学レベルは全国規模の AMEP 共通データベースに登録されており、生徒の引っ越しなどに伴い AMEP 提供機関を変えた場合でもスムーズに引継ぎができる仕組みが整っている。

第2節 日本の地域日本語教室への応用の検討

オーストラリアにおける移民等に対する成人英語教育について AMEP を中心に整理してきたことを踏まえ、日本の地方公共団体が外国人等に対する地域日本語教室における日本語教育を充実させる上で、取り入れることができる可能性があると考えられる事項を整理する。なお、一部の地域日本語教室で既に取り組んでいる内容もあるが、他の地域日本語教室の参考となると考えられることから、既に取り組まれている内容も含めて以下に記載する。

1 ボランティアの確保

地域日本語教室における最大の課題は、ボランティアに依存していることである。これに関しては、オーストラリアにおいてはさほど問題となっていない。インタビューに応じた AMEP 提供機関の職員は「オーストラリア国民はボランティア参加に積極的な人が多い」と語っていた。また、多くの企業等が職員に給料を支給する勤務時間内において、ボランティアを行う機会の提供を行っている。

日本とオーストラリアでは社会状況が異なるものの、日本の地域日本語教室において取り入れることができる可能性があるボランティア募集方法としては、以下の点があると考えられる。

- ・ボランティアの声等を新聞やウェブサイト、フェイスブックに掲載
- ・地方公共団体、図書館、ボランティアセンター、大学等にチラシを配置及びポスターを掲示
- ・地域のコミュニティイベントに参加して募集
- ・コミュニティ雑誌等に募集記事を掲載
- ・求人情報を扱うウェブサイトにおいてボランティアを募集
- ・ボランティア求人情報を扱うウェブサイトにおいて募集
- ・大学等においてボランティアによる講演を実施
- ・ボランティアが集まる交流の場の設置

特に、地域日本語教室においては、ボランティアの高齢化が深刻となっているため、近くの大学等でボランティア募集をすることは有益であると考えられる。

さらに、AMES Australiaメルボルン本部が行っているボランティアチューターが集まる交流の場を設けることは、ボランティアどうしの交流を深め、情報交換に役立つと思われる。この交流の場を地方公共団体の枠を超えて設けることにより、ボランティアどうしの横のつながりが広がり、時間に余裕のあるボランティアが、他の地方公共団体の地域日本語教室においてもボランティアとして働くきっかけとなり、ボランティア不足の解消に少しでもつながることが期待できる。

2 オンライン授業の拡充

AMEP では、ビデオ通話機器や電話を使って教師からマンツーマンの授業を受けたり、オンラインクラスに参加することもできる。これは、教室が近くにない者に配慮し

たもので、2020年以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、全ての AMEP 提供機関により遠隔授業が提供されている。

地域日本語教室においてもオンライン授業を拡充することにより、場所にとらわれず、教師、生徒ともに参加でき、交通費支出の必要性もなくなると考えられる。また、教室の確保の手続きも省くことができ、より参加しやすく、授業を実施しやすい環境を整備することができると考えられる。

3 ボランティアチューターと生徒のマッチングシステムの構築

オーストラリアの AMEP 提供機関における VTS においては、AMEP 提供機関がボランティアチューターを募集し、所定のトレーニングコースを受講したボランティアチューターを登録している。登録されたボランティアチューターは、ボランティアチューターによる指導を希望する生徒の学びたいこと、住所、年齢、性別等を考慮し、生徒を紹介され、マンツーマンでオンライン、生徒の家、カフェ、各 AMEP 提供機関施設等で学習指導を行っている。

日本の地域日本語教室においてもボランティア登録制度を取り入れ、登録されたボランティアと指導を希望する生徒、両者の住所、年齢、性別、学びたいこと、教えることができること等を考慮し、地域日本語教室のスタッフがボランティアと生徒をマッチングさせ、両者の都合のいい時間、場所等でマンツーマンの指導をすることも一つのアイデアである。

4 オンライン授業の拡充とマッチングシステム構築の同時展開

マンツーマンでの指導を実施するには多くのボランティアの確保が必要となってくるが、現在はオンラインにおいても指導を行うことができるため、広域の地方公共団体で協力し、広域での登録制度を創設することにより場所にとらわれずボランティアと生徒をマッチングすることができる。広域で登録制度を創設すれば、時間に余裕のあるボランティアは地方公共団体の枠にとらわれず、多くの生徒を教えることができ、マッチングがよりしやすくなることが期待できる。オンライン接続が苦手というボランティアに対しては、最初は他のボランティアがオンライン指導方法を説明することなどにより、多くのボランティアがオンライン指導ができる環境づくりも可能になると考えられる。

日本の地域日本語教室における課題としては、外国人等が希望する時間や曜日に開いている日本語教室がない、日本語教室がどこにあるのか知らない又は日本語教室の場所が遠いことから日本語教室に通えていない外国人等が多いことが挙げられる。ボランティア登録制度を取り入れ、日本語学習を希望する外国人等にふさわしいボランティアを紹介し、さらにオンラインによる日本語授業の提供をすることにより、これらの課題の解消に少しでもつながることが期待できる。

5 ボランティアの学習機会の提供

AMEP 提供機関のボランティアチューターになるには、連邦政府が提供する 15 時間のトレーニングコースを受講する必要がある、これによってボランティアチューターは体系的に教育方法を学んでいる。

ボランティアの学習機会を既に提供している地域日本語教室もあるが、専門家も交えて教育方法のマニュアルを作成することで、教育方法に不安をもつボランティアの助けにつながり、さらにマニュアルを利用した学習会を開催し、共に学び、意見交換を行うことで、日本語指導能力の向上にもつながることが期待できる。

マニュアルの作成にあたっては、オーストラリア連邦政府が作成している、ボランティアチューターのためのトレーニングパッケージが参考となる⁷⁶。このトレーニングパッケージは、言語レベル（初級前、初級、初級後、中級）ごとに構成されており、オーストラリアの社会、文化、法律、習慣等についての情報を英語学習者に提供できるよう構成されている。この教材は、授業の進め方のヒントや方法のみならず、小旅行の提案内容等についても学ぶことができるものとなっていることから、参考になる部分を取り入れることでマニュアル作成の一助になると考えられる。

6 周知方法

AMEP の周知方法は、該当するビザの発給通知書に掲載したり、多言語放送のラジオや新聞で広告等を行っており、対象の移民等にもれなく情報を提供する仕組みが整っている。

日本の地方公共団体において取り組める内容としては、ラジオや新聞で情報を掲載したり、外国人等が地方公共団体の窓口で転入の手続きをする際に、チラシ等で案内を行うことが考えられる。

7 託児場所の提供

AMEP 提供機関においては、授業中に子どもを預けることができるよう、就学前の子どもを対象とする無料の託児サービスを提供することが求められている。AMEP 提供機関が既存の託児施設と契約して託児サービスを提供している場合や、独自に託児所を運営している場合がある。

地域日本語教室で託児所を運営することは容易ではないと考えられるが、子育て世代に学習機会を提供するため、地方公共団体が所管する保育所と協力して一時的に子どもを預かってもらう仕組みづくりを行うことも考えられる。

⁷⁶ Australian Government Department of Home Affairs
<<https://immi.homeaffairs.gov.au/amep-subsite/Files/amep-home-tutor-scheme-resources-topic-packs-overview.pdf>>（閲覧日：2021 年 2 月 3 日）

8 楽しく学べる環境づくり

AMEP の授業においては、遠足などの課外活動もあり、多くの生徒は楽しく授業を受けることができる。

地域日本語教室においても課外活動を実施し、生徒同士及びボランティアとの交流を深めることにより、楽しく日本語を学べ、学習を続けやすい環境を作るとともに、課外活動中も日本語で交流することによりさらなる日本語能力の向上につながることを期待できる。

本節では、AMEP で行っている取組で地域日本語教室においても取り入れることができる可能性があると考えられる事項を整理してきた。地域日本語教室においてどのような取組を取り入れることができるかは、各地方公共団体、国際交流協会等の財政状況や人員状況等により大きく異なる。しかしながら、各地方公共団体、国際交流協会等が本節で取り上げてきた事項を検討し、少しずつでも実施可能なことに取り組むことにより、現在、大きな負担を強いられている地域日本語教室のスタッフやボランティアの負担が軽減されるとともに、より多くの在住外国人等の日本語学習支援につながることを期待される。

より多くの地域日本語教室において、それぞれの状況を踏まえ、どのような事項に取り組むことができるか検討が進められ、具体的な取組が展開されることにより、在住外国人等への日本語教育がより充実することを期待したい。

おわりに

本レポートでは、オーストラリアにおける移民等に対する成人英語教育について紹介した。

筆者は、クレア東京本部の多文化共生課に勤務していたときに、地域国際化協会連絡協議会⁷⁷の事務を担当しており、地域国際化協会の職員と意見交換をした際に、日本に居住する外国人等との日本語でのコミュニケーションが難しいという課題があるということを複数の協会職員から聞いた。

さらに、オーストラリアでの勤務において、すぐれた英語教育プログラムである AMEP について知る機会を得たことから、課題を抱えている地域国際化協会等に少しでも解決策を提案することができればと考えたことが本レポート執筆の理由である。

日本とオーストラリアでは、中央政府の取組が根本的に異なることから、日本の地方公共団体や地域国際化協会等がオーストラリアの成人英語教育の手法を単純に真似することは不可能である。しかし、部分的には取り入れることができることがいくつかあると考え、その点について記述した。

多大な時間をかけて文献及びインターネットに当たり、多文化主義が浸透したオーストラリアで多文化主義政策の根幹をなす AMEP を調査したことに加え、実際に英語教育を行っている AMEP 提供機関を訪問し、直接話を聞いたことは大変貴重な機会であり、今後の大きな財産になると思っている。これからますます在住外国人が増加すると考えられる日本の地方公共団体における日本語教育の課題の改善策の検討に少しでも資するところがあれば、幸いである。

本レポート執筆にあたり、調査にご協力いただいた関係者の方々に、心より御礼申し上げます。

(一財) 自治体国際化協会シドニー事務所
所長補佐 西 浩子 (三重県津市派遣)

⁷⁷ 地域国際化協会を構成員とする協議会。事務局を(一財)自治体国際化協会に設置し、会議の開催や地域国際化協会職員研修などの事業を実施している。

参考文献

第1章

法務省「令和元年6月末現在における在留外国人数について」

<<http://www.moj.go.jp/content/001308162.pdf>>（閲覧日：2021年2月3日）

NHK「外国人“依存”ニッポン」

<<https://www3.nhk.or.jp/news/special/izon/20181205prologue.html>>（閲覧日：2021年2月3日）

NHK放送文化研究所「外国人増加への期待と不安～「外国人との共生社会に関する世論調査」から～」 79頁

<https://www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/pdf/20200801_5.pdf>（閲覧日：2021年2月3日）

法務省 技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム「調査・検討結果報告書」平成31年3月28日発行

<<http://www.moj.go.jp/content/001290916.pdf>>（閲覧日：2021年2月3日）

法務省「技能実習制度の現状（不正行為・失踪）」平成30年3月23日発行

<https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/ginoujissshukyougika/i/180323/4_moj-genjyou.pdf>（閲覧日：2021年2月3日）

横浜市国際局「令和元年度 横浜市外国人意識調査調査結果報告書」令和2年3月発行 13頁

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/kokusai/kyosei/fr-chosa01.files/0003_20200331.pdf>（閲覧日：2021年2月3日）

藤沢市「藤沢市外国人市民意識調査報告書」2011年11月発行 2章18頁

<<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/jinkendanjo/kurashi/tabunka/document/s/hokoku.pdf>>（閲覧日：2021年2月3日）

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

<<http://www.moj.go.jp/content/001323661.pdf>>（閲覧日：2021年2月3日）

日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/pdf/r1418257_02.pdf>（閲覧日：2021年2月3日）

文化庁

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/seikatsusha/>（閲覧日：2021年2月3日）

文化庁

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/chiikinihongokyoiku/>（閲覧日：2021年2月3日）

文化庁

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/seikatsusha_kuhakuchiki_jigyo/index.html>（閲覧日：2021年2月3日）

文化庁「令和元年度 国内の日本語教育の概要」

< https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/nihongokyoiku_jittai/r01/pdf/92431701_01.pdf > (閲覧日：2021 年 2 月 3 日)

文化庁「地域における日本語教育について」

< https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/nihongokyoiku_suishin/nihongokyoiku_tenkai/hokokusho/2_7/ >

e-start 政府統計の総合窓口「在留外国人統計（旧登録外国人統計）/在留外国人統計」

< <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20200&month=12040606&tc1=000001060399> > (閲覧日：2021 年 2 月 3 日)

文化庁国語課「令和元年度 国内の日本語教育の概要」 9 頁

< https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/nihongokyoiku_jittai/r01/pdf/92394101_01.pdf > (閲覧日：2021 年 2 月 3 日)

東京日本語ボランティア・ネットワーク「日本語ボランティア活動実態調査」2018 年 2 月発行

< http://www.tnvn.jp/information/pdf/report_2018.pdf > (閲覧日：2021 年 2 月 3 日)

名古屋市「地域日本語教育に関する調査結果報告書」2020 年 2 月発行

< <https://www.city.nagoya.jp/kankobunkakoryu/cmsfiles/contents/0000127/127385/tyousakekkahonpen.pdf> > (閲覧日：2021 年 2 月 3 日)

広島市「広島市日本語教育実態調査結果報告書」2020 年 2 月発行

< https://www.city.hiroshima.lg.jp/uploaded/life/108995_166409_misc.pdf > (閲覧日：2021 年 2 月 3 日)

福岡県「福岡県在住外国人アンケート調査報告書 <概要版>」令和 2 年 8 月発行

< https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/541691_60403536_misc.pdf > (閲覧日：2021 年 2 月 3 日)

法務省「日本語教育機関の告示基準」（平成 28 年 7 月 22 日策定、平成 30 年 7 月 30 日改正）第 1 条第 1 項第 13 号

< https://www.mext.go.jp/content/1422263_011.pdf > (閲覧日：2021 年 2 月 3 日)

文化庁日本語教育小委員会「日本語教育の資格に関する閣議決定等」参考資料

< https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/nihongo/nihongo_91/pdf/r1413866_05.pdf > (閲覧日：2021 年 2 月 3 日)

文化庁日本語教育小委員会「日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方ー第 18 期日本語教育小委員会における審議経過の概要ー（参考資料）」

< https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/nihongo/nihongo_96/pdf/r1421544_06.pdf > (閲覧日：2021 年 2 月 3 日)

Australian Bureau of Statistics, 2071.0 - Census of Population and Housing: Reflecting Australia - Stories from the Census, 2016

< <https://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/Lookup/by%20Subject/2071.0~2016~Main%20Features~Cultural%20Diversity%20Data%20Summary~30> > (閲覧日 : 2021 年 3 月 11 日)

自治体国際化協会「英語を母国語としない生徒への多文化教育と英語教育—ニューサウスウェールズ州 Intensive English Centre の取組み—」『CLAIR REPORT』492 号, 2019 年

Australian Bureau of Statistics, National, state and territory population

< <https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/national-state-and-territory-population/latest-release> > (閲覧日 : 2021 年 2 月 3 日)

Australian Bureau of Statistics, 3101.0 Australian Demographic Statistics, TABLE 1. Population Change, Summary - Australia ('000), Estimated Resident Population (ERP) ; Australia 及び Percentage ERP Change Over Previous Year ; Australia から作成

< <https://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/3101.0Sep%202019?OpenDocument> > (閲覧日 : 2021 年 2 月 3 日)

Australian Bureau of Statistics, National, state and territory population tables

< <https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/national-state-and-territory-population/latest-release> > (閲覧日 : 2021 年 2 月 3 日)

Australian Bureau of Statistics

< <http://stat.data.abs.gov.au/Index.aspx> > (閲覧日 : 2021 年 2 月 3 日)

ACIL ALLEN CONSULTING, AMEP & SEE PROGRAMME ALIGNMENT REPORT vii 頁

< <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program/background> > (閲覧日 : 2021 年 2 月 3 日)

ACIL ALLEN CONSULTING, AMEP & SEE PROGRAMME ALIGNMENT REPORT X 頁

< <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program/background> > (閲覧日 : 2021 年 2 月 3 日)

Australian Government, Multicultural Access and Equity in Australian Government Services Report

< <https://www.homeaffairs.gov.au/mca/PDFs/multicultural-access-equity-ags-report-2013-15.pdf> > (閲覧日 : 2021 年 2 月 3 日)

Australian Government Department of Home Affairs

< <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/overview> > (閲覧日 : 2021 年 2 月 3 日)

Budget Initiatives and Explanations of Appropriations Specified by Outcomes and Programs by Entity, Budget 2019-20, p56

< https://www.transparency.gov.au/sites/default/files/education_and_training_portfolio_budget_statements_2019-20.pdf > (閲覧日 : 2021 年 2 月 3 日)

Social Compass, Evaluation of the Adult Migrant English Program New Business Model p 8

< <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program/background> > (閲覧日 : 2021 年 2 月 3 日)

イングリッド・ピラー (PILLER, Ingrid) 「英語を通じた社会的包摂 言語政策と移民計画」 259 頁

Social Compass, Evaluation of the Adult Migrant English Program New Business Model p 1

< <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program/background> > (閲覧日 : 2021 年 2 月 3 日)

Parliament of Australia, Immigration (Education) Amendment (Expanding Access to English Tuition) Bill 2020

< https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r6615 > (閲覧日 : 2021 年 2 月 3 日)

Australian Government Department of Education and Training, Adult Migrant English Program (AMEP)

< <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/overview> > (閲覧日 : 2020 年 11 月 3 日)

Australian Government Department of Home Affairs, Vocational English

< <https://immi.homeaffairs.gov.au/help-support/meeting-our-requirements/english-language/vocational-english> > (閲覧日 : 2021 年 2 月 3 日)

Social Compass, Evaluation of the Adult Migrant English Program New Business Model p 19

< <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program/background> > (閲覧日 : 2021 年 2 月 3 日)

Social Compass, Evaluation of the Adult Migrant English Program New Business Model p 40

< <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program/background> > (閲覧日 : 2021 年 2 月 3 日)

Social Compass, Evaluation of the Adult Migrant English Program New Business Model p 75

< <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program/background> > (閲覧日 : 2021 年 2 月 3 日)

Australian Government, Department of Education and Training

< <https://immi.homeaffairs.gov.au/amep-subsite/Files/amep-and-see-privacy-notice-form-japanese.pdf> > (閲覧日 : 2021 年 2 月 3 日)

Social Compass, Evaluation of the Adult Migrant English Program New Business Model p 56

< <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program/background> > (閲覧日 : 2021 年 2 月 3 日)

Social Compass, Evaluation of the Adult Migrant English Program New Business Model p viii、p 80

< <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program/background> > (閲覧日 : 2021 年 2 月 3 日)

Australian Government Department of Home Affairs

< [Adult Migrant English Program \(AMEP\) - Volunteer Tutor Resources \(homeaffairs.gov.au\)](https://homeaffairs.gov.au/adult-migrant-english-program-amep-volunteer-tutor-resources) > (閲覧日 : 2021 年 2 月 3 日)

Social Compass, Evaluation of the Adult Migrant English Program New Business Model p 80

< <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program/background> > (閲覧日 : 2021 年 2 月 3 日)

Australian Government Department of Education, Skills and Employment, Australian Core Skills Framework

< <https://www.dese.gov.au/uncategorised/resources/australian-core-skills-framework> > (閲覧日 : 2021 年 2 月 3 日)

Australian Government Department of Education, Skills and Employment

< <https://www.dese.gov.au/skills-information-training-providers/resources/acsf-prelevel-1-2017> > (閲覧日 : 2021 年 2 月 3 日)

Social Compass, Evaluation of the Adult Migrant English Program New Business Model p X, p 52

< <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program/background> > (閲覧日 : 2021 年 2 月 3 日)

Social Compass, Evaluation of the Adult Migrant English Program New Business Model p 60

< <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program/background> > (閲覧日 : 2021 年 2 月 3 日)

Acil ALLEN CONSULTING, AMEP Evaluation p 38

< <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program/background> > (閲覧日 : 2021 年 2 月 3 日)

ISLPR language service

< <https://www.islpr.org/why-use-islpr/summary-of-islpr/> > (閲覧日 : 2021 年 2 月 3 日)

ACIL ALLEN CONSULTING, AMEP Evaluation p 64

< <https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program/background> > (閲覧日 : 2021 年 2 月 3 日)

ACIL ALLEN CONSULTING, AMEP & SEE PROGRAMME ALIGNMENT REPORT
p 21

<<https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/about-the-program/background>> (閲覧日 : 2021 年 2 月 3 日)

Parliament of Australia

<https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Joint/Migration/settlementoutcomes/Report/section?id=committees%2freportjnt%2f024098%2f25143> 3.70 (閲覧日 : 2021 年 2 月 3 日)

Parliament of Australia

<https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Joint/Migration/settlementoutcomes/Report/section?id=committees%2freportjnt%2f024098%2f25143> 3.71、72 (閲覧日 : 2021 年 2 月 3 日)

Parliament of Australia, Immigration (Education) Amendment (Expanding Access to English Tuition) Bill 2020

<https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r6615> (閲覧日 : 2021 年 2 月 3 日)

第 3 章

Australian Government Department of Home Affairs

<<https://immi.homeaffairs.gov.au/amep-subsite/Files/amep-home-tutor-scheme-resources-topic-packs-overview.pdf>> (閲覧日 : 2021 年 2 月 3 日)